

平成 30 年 7 月豪雨（広島県三原市）

にかかる支援活動記録集



平成 31 年 3 月

名古屋市

はじめに

平成 30 年 6 月 28 日から 7 月 8 日にかけて発生した平成 30 年 7 月豪雨は、台風第 7 号や梅雨前線により西日本を中心とした広い範囲で記録的な大雨をもたらし、7 月 6 日から 8 日には、1 府 10 県（岐阜県、京都府、兵庫県、岡山県、鳥取県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県）で大雨特別警報が発表され、総降水量は四国地方で 1,800 ミリ、東海地方で 1,200 ミリを超えるなど、7 月の降水量として地域によっては平年の 4 倍近くを観測する事態となりました。

広島県、岡山県、愛媛県等において、土砂災害や河川の氾濫等により、多数の死傷者（死者 224 名、行方不明者 8 名、負傷者 428 名）並びに甚大なインフラ・建物被害（住家被害：全壊 6,758 棟、半壊 10,873 棟、一部損壊等 34,268 棟、非住家被害：281 棟）が発生するなどの大災害となりました。発災後、停電や公共交通網の途絶に加えて、長期間断水が続く地域もあり、被災地の状況及び被災者の置かれる状況は大変厳しいものになりました。

本市においては、7 月 5 日に大雨注意報が発表され、防災活動体制を整えるとともに、指定都市市長会事務局や中部圏の関係自治体から、大雨を記録した地域の被害状況等の情報収集に努めてきました。そのような中、7 月 6 日に消防庁長官から愛知県知事への緊急消防援助隊の出動の指示があり、本市消防局から消防部隊の派遣を皮切りに多様な被災地の支援を行ってきました。また、指定都市市長会を通じて「被災市区町村応援職員確保システム」と連動した「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」に基づく広島県三原市に対する対口支援の要請を受けて、現地での支援ニーズの把握に努め、いち早い被災者の生活再建につながるように、建物被害認定調査や被災（り災）証明書受付発行業務等の支援を行ってきました。

来年度には伊勢湾台風から 60 年という節目を迎えます。近年、他都市において大規模風水害が多発している中、本市においても人口の 3 分の 2 が伊勢湾台風を経験していない世代となり、スーパー伊勢湾台風等の大規模風水害の発生に備えて、こうした風水害事例の教訓を記録にとどめて活かしていく必要があります。この記録集は、平成 30 年 7 月豪雨の被災状況をはじめ、初動期・応急復旧期における本市並びに関係機関の活動を記録に残すことにより、そうした大規模風水害発生時に市民の安全を確保するため、本市の防災に係る課題及び施策を考える上での教訓としていきたいという思いから作成を行いました。

平成 31 年 3 月

名古屋市防災危機管理局

目次

I	「平成 30 年 7 月豪雨」の概要	1
1	豪雨の概要	1
2	広島県三原市の被害状況	3
	コラム 1「『伊勢湾台風』や『東海豪雨』を知っていますか」	5
II	国と指定都市市長会の支援枠組みの概要	8
1	国の支援枠組み	8
2	指定都市市長会の支援枠組み	9
3	二つの支援枠組みの関係	11
III	本市の被災地支援活動の概要	14
1	先遣隊の派遣	14
1.1	三原市役所訪問	14
1.2	市内の状況について	15
1.3	支援ニーズの確認と職員派遣調整	17
1.4	本市への応援要請	18
1.5	3支所（本郷支所、大和支所、久井支所）訪問	18
1.6	三原市長との意見交換	20
2	三原市に対する支援の決定	21
2.1	名古屋市危機管理対策本部会議の開催	21
2.2	職員の派遣	22
	コラム 2「派遣職員の宿舎ってどうやって決めるの」	23
3	被災（り災）証明書受付発行業務の支援	25
3.1	被災（り災）証明書受付発行業務の概要	25
3.2	派遣職員からの報告	30
4	建物被害認定調査の支援	33
4.1	建物被害認定調査の支援にかかる調整	33
4.1.1	建物被害の状況	33
4.1.2	三原市との調整状況	35
4.2	建物被害認定調査支援の概要	39

4.2.1 活動概要	39
4.2.2 派遣職員による報告	48
コラム3「もし自宅が被災してしまった場合、どうすればいいの」	53
5 避難者及び物資供給に関する調整支援	55
5.1 避難者に関する調整支援	55
5.1.1 到着時の状況及び課題	56
5.1.2 調整支援の内容	57
5.1.3 調整支援による成果	60
5.1.4 その後の状況	65
5.2 物資供給に関する調整支援	67
5.2.1 発災後の物資供給の状況	67
5.2.2 物資供給の課題	67
5.2.3 調整支援の内容	68
5.2.4 調整支援による成果	69
5.2.5 その後の状況	71
三原市からの寄稿	72
6 本市が行った各種支援概要	73
コラム4「職員による災害ボランティア活動の紹介」	80
IV 支援活動を踏まえた新たな課題	83
コラム5「災害に備えるために ～防災意識の高揚に向けて～」	85
施設紹介「港防災センターへ出かけよう ～ぶらっと防災～」	87
付表 時系列でみる支援活動	89

I 「平成 30 年 7 月豪雨」の概要

1 豪雨の概要

(1) 大雨特別警報の発表状況

1 府 10 県に大雨特別警報を発表

	7/6(金)				7/7(土)				7/8(日)			
	6:00	12:00	18:00	0:00	6:00	12:00	18:00	0:00	6:00	12:00	18:00	
福岡県			17:10			8:10						
佐賀県			17:10			8:10						
長崎県			17:10			8:10						
岡山県			19:39			15:10						
広島県			19:40			10:50						
鳥取県			19:40			13:10						
兵庫県			22:50			18:10						
京都府			22:50			21:20						
岐阜県						12:50				14:10		
高知県									5:50	14:50		
愛媛県									5:50	14:50		

(参考:本市の警報等発令状況)

7 月 5 日(木) 2:37 大雨注意報発表 【配備種別: 準備】
 10:52 洪水注意報発表
 7 月 7 日(土) 4:57 洪水注意報解除
 16:29 洪水注意報発表
 22:41 洪水警報発表 【配備種別: 第 1 非常配備】
 7 月 8 日(日) 6:02 洪水警報解除 【配備種別: 準備】
 12:25 大雨注意報解除

(2) 大雨等の状況 (6 月 28 日 0:00~7 月 8 日 24:00)

・主な 1 時間降水量(アメダス観測値)

岐阜県 下呂市 ^{かなやま} 金山 108.0 ミリ (8 日 3:07 まで)
 高知県 宿毛市 ^{すくもし} 宿毛 108.0 ミリ (8 日 5:08 まで)
 高知県 安芸郡馬路村 ^{あきぐんうまじむら} 魚梁瀬 ^{やなせ} 97.0 ミリ (6 日 0:30 まで)

・主な 24 時間降水量(アメダス観測値)

高知県 安芸郡馬路村 ^{あきぐんうまじむら} 魚梁瀬 ^{やなせ} 691.5 ミリ (6 日 16:50 まで)
 高知県 長岡郡本山町 ^{もとやまちょう} 本山 602.0 ミリ (7 日 10:50 まで)
 高知県 香美市 ^{かみし} 繁藤 ^{しげとう} 484.0 ミリ (6 日 10:30 まで)

・主な期間降水量(アメダス観測値)

高知県	安芸郡馬路村 魚梁瀬	1,852.5 ミリ
高知県	長岡郡本山町 本山	1,694.0 ミリ
高知県	香美市 繁藤	1,389.5 ミリ

(3) 人的・建物被害の状況 (消防庁発表／11月6日10時00分現在)

※岐阜県以西から鹿児島県までを記載

	人的被害					住家被害				
	死者	行方不明者	負傷者			全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
			重傷	軽傷	程度不明					
岐阜県	1		2	1		12	236	5	83	418
愛知県									1	11
滋賀県	1									1
京都府	5		1	6	1	15	50	47	539	1,734
大阪府			2			1		9	7	25
兵庫県	2		2	9		16	18	81	68	707
奈良県	1							1	1	19
和歌山県				1		2	1	1	157	354
鳥取県								3	7	54
島根県						55	127	2	0	61
岡山県	61	3	9	152		4,822	3,279	1,115	2,729	6,075
広島県	109	5	50	89		1,140	3,416	2,103	3,176	5,623
山口県	3		3	10		26	260	105	304	666
徳島県						3	3	1	3	11
香川県				3				10	1	9
愛媛県	29		29	6	2	632	3,212	92	360	2,692
高知県	3			1		12	44	26	129	578
福岡県	4		8	14		15	222	173	952	2,294
佐賀県	2		1	4		3	1	25	34	247
長崎県				10		1		4	4	18
熊本県			1				3	4	4	89
大分県			1	3		2	1	3		12
宮崎県	1		1							
鹿児島県	2			1		1		5		3
合計	224	8	110	310	3	6,758	10,873	3,815	8,559	21,701

2 広島県三原市の被害状況

(1) 三原市の概要

三原市は広島県の中央東部に位置し、人口は 94,881 人、世帯数 43,741 世帯、面積は 471 平方キロメートル（平成 30 年 6 月 30 日現在）



(2) 主な被害状況（11 月 30 日 三原市発表）

ア 人的被害

死者：8 名 負傷者：10 名

イ 建物被害状況（10 月 18 日現在）

浸水害		土砂災害	
総棟数	うち住家	総棟数	うち住家
2,892	1,543	666	297

ウ 土木被害状況（8 月 21 日現在）

- ・道路被害（市管理）全 1,100 箇所
- ・河川被害（市管理）全 368 箇所

（県管理）全 11 河川

沼田川	溢水箇所	11 箇所
棕梨川	溢水箇所	1 箇所
徳良川	溢水箇所	1 箇所
御調川	溢水箇所	2 箇所

おおくさがわ 大草川	溢水箇所	1 箇所	
てんじょうがわ 天井川	破堤箇所	1 箇所、溢水箇所	1 箇所
ぶつつうじがわ 仏通寺川	破堤箇所	1 箇所、溢水箇所	1 箇所
すげかわ 菅川	破堤箇所	3 箇所	
なしわがわ 梨和川	破堤箇所	2 箇所、溢水箇所	1 箇所
みよしがわ 三次川	破堤箇所	1 箇所	
おばらがわ 尾原川	破堤箇所	1 箇所	

エ 浸水面積

約 700 ヘクタール

【主な浸水エリア】

(単位:ヘクタール)

地域名	ほんごう 本郷町 船木	ほんごう 本郷北	ほんごう 本郷南	みなみがた 南方	したきたがた 下北方	ぬ た ひがし 沼田 東	ぬ た にし 沼田西
浸水面積	203.1	54.6	119.4	39.7	46.6	196.4	25.5

オ ライフライン被害状況

- ・電 気 最大 9,752 戸停電 / 7 月 7 日 5 時 00 分
7 月 17 日に全戸復旧

- ・水 道 最大 38,856 戸断水 / 7 月 7 日
順次復旧し、7 月 30 日に全戸復旧

カ 避難状況

- ・避難者数 最大 2,031 名 / 7 月 7 日 7 時 00 分
- ・避難施設数 最大 33 施設 / 7 月 7 日 7 時 00 分
延べ 45 施設

【最大時の内訳】

地域名	みはら 三原地域	ほんごう 本郷地域	く い 久井地域	だいわ 大和地域	計
避難者数	1217 名	525 名	47 名	242 名	2,031 名
避難施設数	16 施設	10 施設	1 施設	6 施設	33 施設

コラム1 「『伊勢湾台風』や『東海豪雨』を知っていますか」

本市に大きな被害をもたらした過去の風水害として、昭和34年9月の「伊勢湾台風」、平成12年9月の「東海豪雨」が代表例としてあげられます。ここでは、この二つの風水害の概要を紹介します。

伊勢湾台風

伊勢湾台風は、昭和34年9月26日から27日にかけて、日本列島を縦断して猛威を振るい、この台風被害により、過去最大となる死者・行方不明者5,098名の犠牲者が発生しました。

【台風の概要】

同年9月22日にサイパン島北東にあった熱帯低気圧が発達して、伊勢湾台風（台風第15号）となりました。その後、北西に進み、23日15時には中心気圧が894ヘクトパスカルまで下がり、最大風速は秒速75メートル（時速270キロメートル）の超大型台風になりました。

26日18時15分に、和歌山県串本町の潮岬付近に上陸し、奈良県、三重県、岐阜県を縦断し、21時35分に名古屋港では、高潮（吹き寄せ効果と気圧の低下）によって最高潮位5.31メートル（名古屋港基準面表記(N.P.))を記録しました。

【台風による被害】

伊勢湾台風は、全国32道府県にまたがる広域被害をもたらし、その被害は愛知県・三重県に集中したという特徴があります。本市においても、多くの死傷者（死者・行方不明者1,851名、負傷者40,528名）並びに住家被害（全壊6,166棟、流出1,557棟、半壊43,249棟、浸水被害67,352棟）など未曾有の被害が発生し、台風による被害としては史上かつてない大災害となりました。上陸後も勢力が衰えず、名古屋港の満潮時と重なったことなどにより、激しい雨風とともに、高潮が堤防を破壊したことが大きな被害を発生させた原因でした。

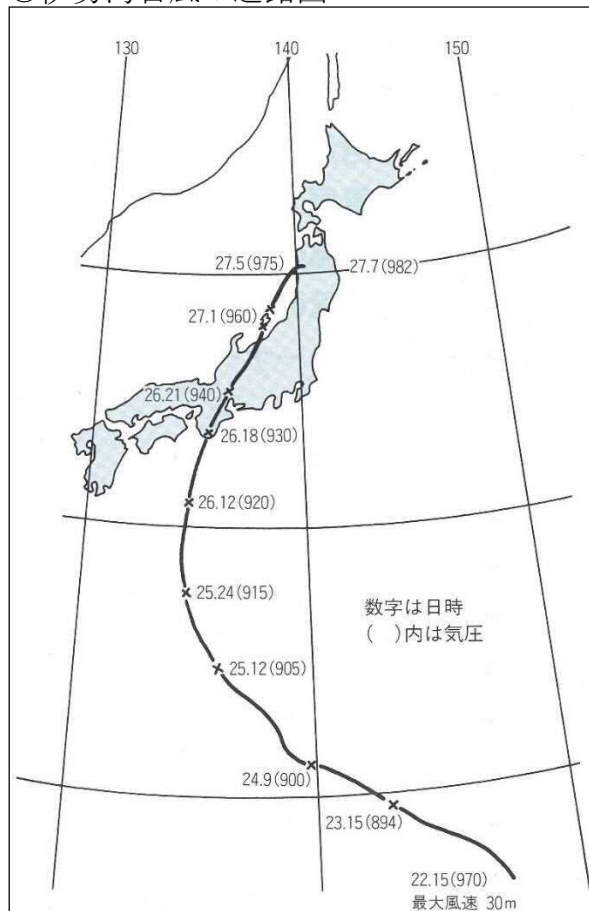
【被害を拡大させた主な要因】

国の報告書によると、被害を拡大させた要因としては、①押し寄せた高潮により、市内にあった貯木場から大量に木材が流出したこと、②情報伝達の手段が少なく、停電や電話の不通により災害情報を市民に伝達できなかったこと、③本市が干拓や埋立によって都市化した海拔ゼロメートル地帯であるという地域の危険性の周知が不十分であったことなどがあげられています。

○伊勢湾台風の概要

区 分	概 要	備 考
上陸年月日	昭和 34 年 9 月 26 日	
上陸時の中心気圧	929.5 ヘクトパスカル	観測史上 3 位
死者・行方不明者	5,098 名	名古屋市の死者・行方不明者 1,851 名
最大風速	秒速 37.0 メートル	観測史上 1 位
最大瞬間風速	秒速 45.7 メートル	観測史上 1 位
最高潮位	+3.89 メートル(T.P.) (+5.31 メートル(N.P.))	観測史上 1 位

○伊勢湾台風の進路図



- 9月22日 台風15号(伊勢湾台風)、サイパン島北東で発生。北西に進む。
- 9月25日 正午 潮岬南方約950kmの海上に達し、北西ないし北北西に進む。
- 9月26日 午前11時15分 愛知県地方に暴風雨・高潮・波浪警報でる。
午後6時15分 潮岬西方約15km付近に上陸、愛知県地方に洪水警報でる。
午後7時ごろ 暴風雨圏内に入った名古屋市内はほとんど停電。市電、市バスも完全にマヒ状態。
午後7～10時ごろ 名古屋市南部一帯に浸水、空前の大被害発生。
- 9月27日 午前1時ごろ 新潟県高田市付近から日本海へ抜ける。
- 9月30日 気象庁は台風15号を「伊勢湾台風」と命名。

○浸水後2週間、いまだ濁水に浮かぶ港区南陽小学校茶屋分校(現南陽第一保育園)



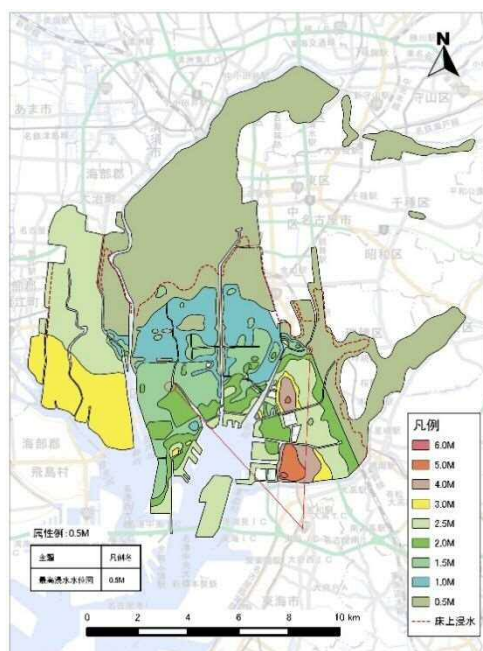
○高潮と流木で死者660名の南区白水住宅一帯



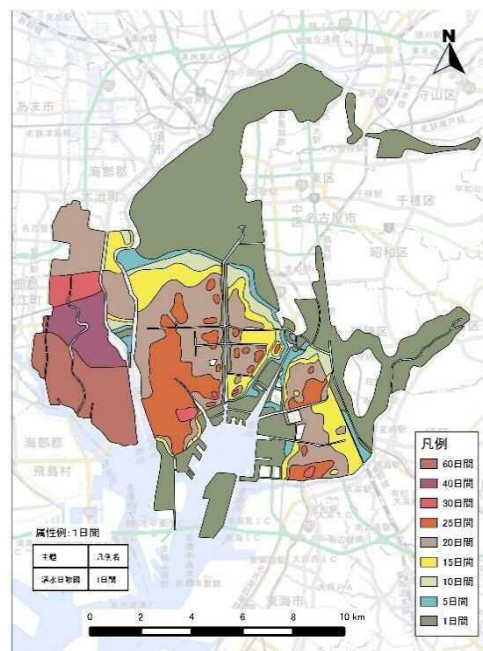
○猛烈な勢いで人と家をなぎ倒し、校庭に流れ込んだ流木(南区白水小学校分校(当時))



○伊勢湾台風による市内の浸水水位



○伊勢湾台風による市内の湛水日数



東海豪雨

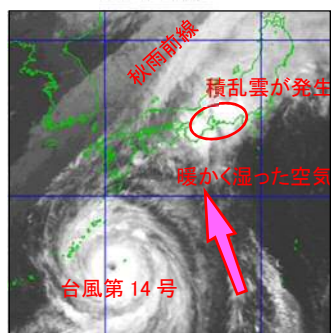
東海豪雨は、平成 12 年 9 月 10 日から 12 日にかけて、停滞していた秋雨前線に向かって非常に強い勢力の台風第 14 号の暖かく湿った多量の空気が継続的に流入したことにより、東海地方の同じ地域で長時間にわたって大型の積乱雲が発生し、愛知県西部で局地的な集中豪雨となり、本市において 11 日 18 時過ぎから 1 時間雨量 97 ミリを記録しました。

この豪雨により、愛知県内 10 か所以上の河川の破堤があり、名古屋市では新川堤防の決壊や河川の越水により、広い範囲で浸水被害に加えて、土砂災害も各地で発生し、死者 4 名、負傷者 47 名、住家被害 31,790 棟の被害が発生しました。

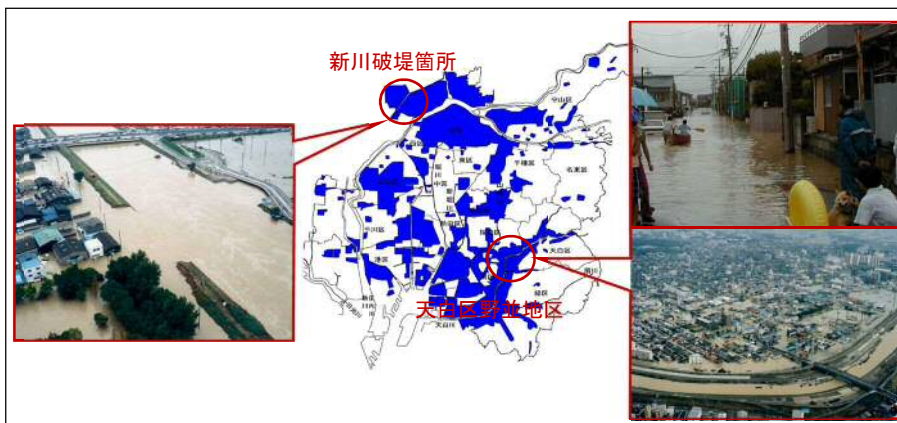
天白区野並地区では、河川堤防に囲まれ、地面が水面よりも低かったため、河川越水や雨水の集中により内水氾濫が発生するなどし、2 メートル以上の浸水水位となりました。

○気象衛星による赤外面像

(平成 12 年 9 月 11 日 19 時)



○東海豪雨による浸水状況



Ⅱ 国と指定都市市長会の支援枠組みの概要

大規模災害が発生した際には、法令に基づく支援のほか、各種相互応援協定等に基づき支援を行うこととなります。今回の平成 30 年 7 月豪雨では、国（総務省）が平成 30 年 3 月に定めた「被災市区町村応援職員確保システム」（以下、「応援職員確保システム」という。）及び指定都市市長会における「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」（以下、「指定都市市長会行動計画」という。）の適用により、全国の都道府県及び本市を含む指定都市が相互に協力して被災地の支援を行いました。

以下では、国の応援職員確保システムと、指定都市市長会の指定都市市長会行動計画の支援枠組みとその連動した運用を紹介し、本市の対応状況について報告します。

1 国の支援枠組み

(1) 応援職員確保システムの概要

平成 28 年熊本地震における被災市町村への支援の経験や課題整理により、被災市区町村を支援する都道府県とその区域内の地方自治体による一体的な支援を行うための法整備（災害対策基本法第 74 条の 2 の条文を新設）とあわせて、全国知事会、全国市長会、全国町村会と指定都市市長会を含めた一元的な応援職員の派遣スキームが検討され、総務省によるイニシアティブのもと応援職員確保システムが創設されました。

(2) 適用条件

震度 6 弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合に適用されます。

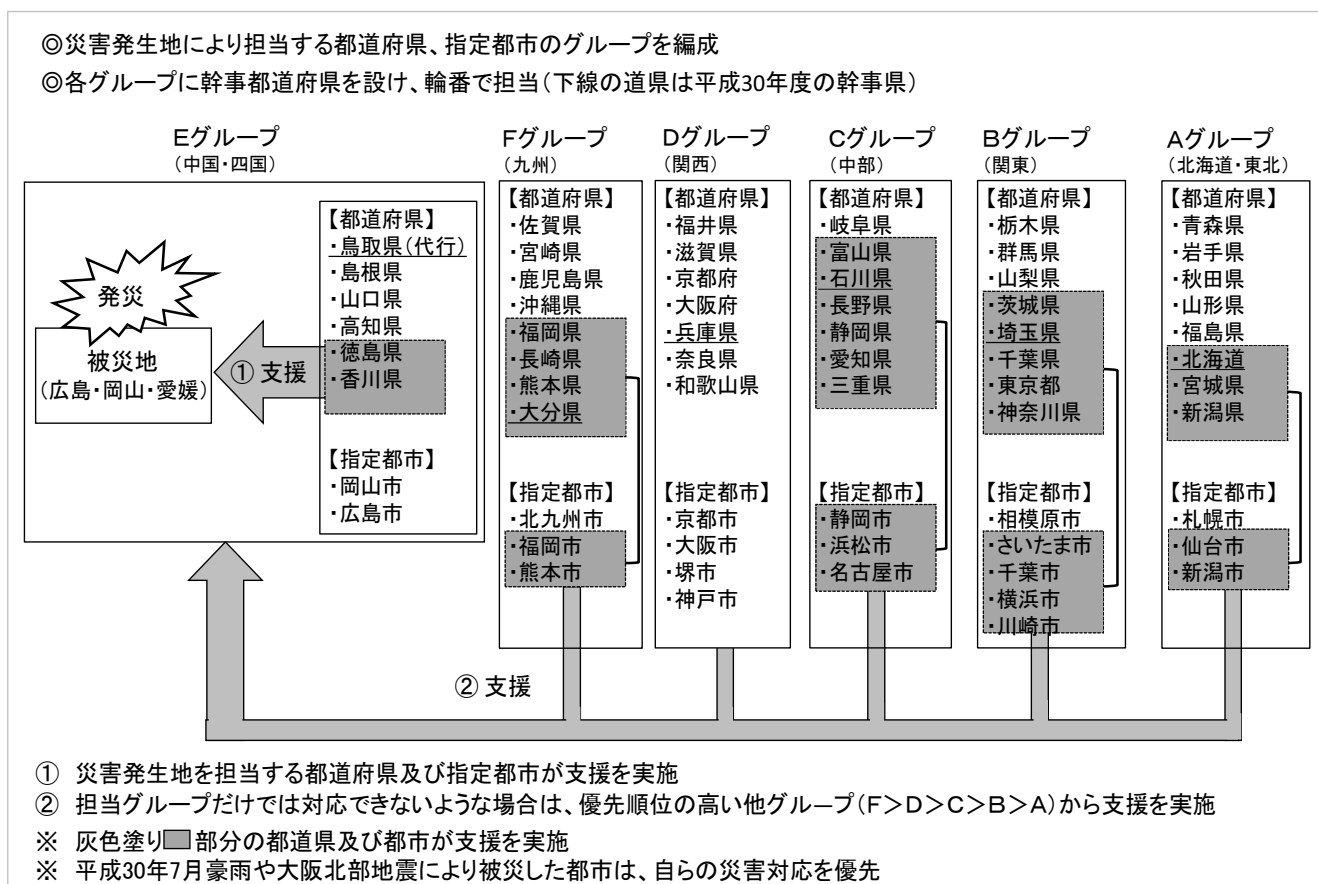
- ・震度 6 弱以上の地震
 - ・それに相当する程度の災害

(3) 支援のイメージ

応援職員確保システムの支援の仕組みを解説します。

応援職員確保システムでは、あらかじめ災害発生地により支援を担当する都道府県並びに指定都市のグループで支援することを第一段階の支援としています。しかし、今回の平成 30 年 7 月豪雨のように、被害が広範でグループ内の都道府県及び指定都市だけでは、完結して災害対応業務の支援を行うことが困難な場合

には、第二段階の支援として、他のグループの都道府県と指定都市が支援にあたることになっています。ただし、被災都道府県又は被災都市は、自らの災害対応を優先することになります。



支援のイメージ図

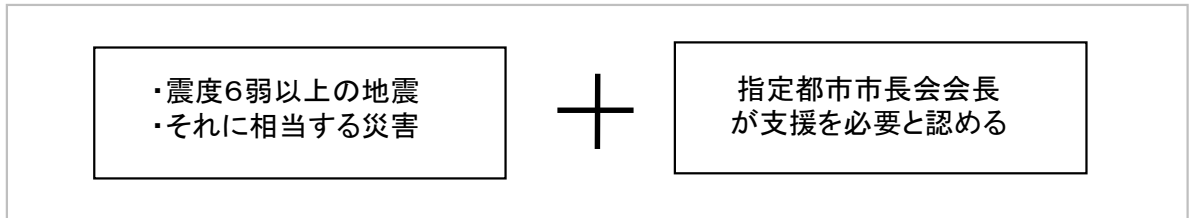
2 指定都市市長会の支援枠組み

(1) 指定都市市長会行動計画の概要

東日本大震災での経験を踏まえ、広域・大規模災害の発生当初において、基礎自治体としての総合力を有する指定都市が一体となって被災地支援に取り組むことを目的として、平成25年12月に指定都市市長会行動計画は定められ、平成28年熊本地震において初めて適用され、今回が2度目で、風水害への適用事例としては、今回の平成30年7月豪雨が初めてです。

(2) 適用条件

国内のいずれかの市区町村で震度 6 弱以上の地震が観測されたとき又はそれに相当する災害が発生したときで、指定都市市長会の会長が支援を必要と認める場合に指定都市市長会行動計画が適用されます。



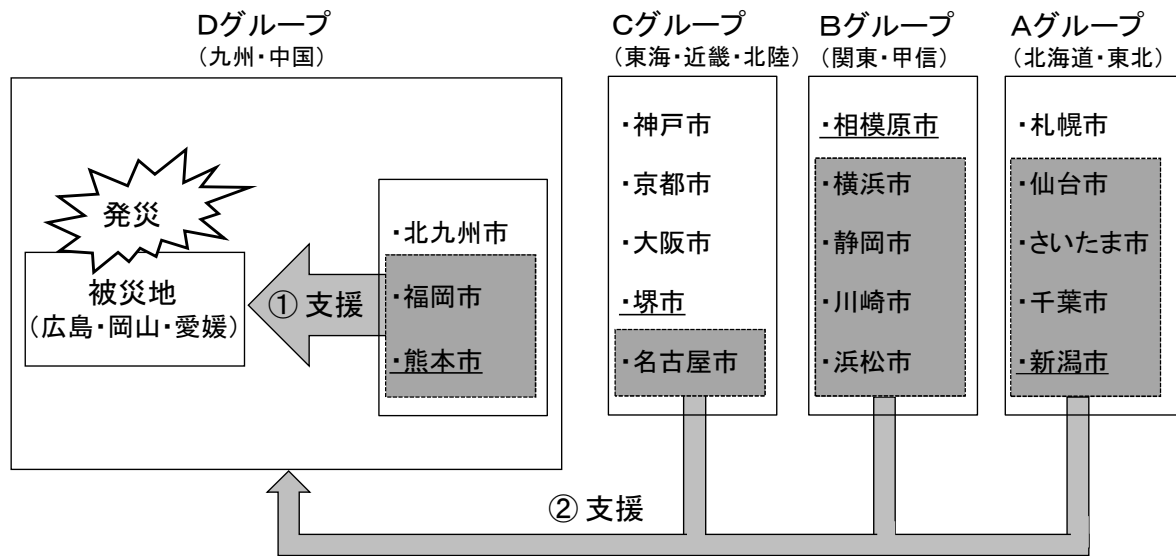
(3) 支援のイメージ

指定都市市長会行動計画の支援の仕組みの概要を解説します。指定都市市長会行動計画では、あらかじめ災害発生地により支援を担当する指定都市のグループを編成して支援することを基本としています。しかし、平成 30 年 7 月豪雨のように、広範な都道府県に被害が及ぶ場合には、被災地への支援を効果的に行うため、全国の指定都市が支援にあたることになっています。また、応援職員確保システムと同様に、被災都市は、自らの災害対応を優先することになります。

そのため、応援を受けるほどではありませんでしたが、平成 30 年 7 月豪雨により被災した指定都市や、大阪北部地震により被災し応急復旧等で余力のない指定都市については、応援都市の決定に際しては、配慮されました。

◎災害発生地により担当する指定都市のグループを編成

◎各グループに幹事市を設け、輪番で担当(下線の都市は平成30年度の幹事市)



① 災害発生地を担当する指定都市が支援を実施

② 被害が広範に及ぶなど担当グループだけでは対応できないような場合は、他グループから支援を実施

※ 灰色塗り部分の都市が支援を実施

※ 平成30年7月豪雨や大阪北部地震により被災した都市は、自らの災害対応を優先

支援のイメージ図

3 二つの支援枠組みの関係

本市を含めた20の指定都市は、国の応援職員確保システムと指定都市市長会の指定都市市長会行動計画の両方の支援枠組みにおいて応援実施主体となっています。そのため、この二つの支援枠組みによる支援を考えた場合、どちらか一方の支援枠組みが発動され、応援都市としての役割を担うことになったときに、本市は被災自治体の支援を行うことになります。

今回の支援においては、1府10県に特別警報が発表される記録的な大雨により広島県、岡山県、愛媛県などにおいて、土砂災害、河川氾濫などにより多くの被害が発生したことから、応援職員確保システムと指定都市市長会行動計画が連動して適用されることとなりました。

東日本大震災や熊本地震などを踏まえた二つの支援枠組みは、支援において重要となる3つの点で共通しています。

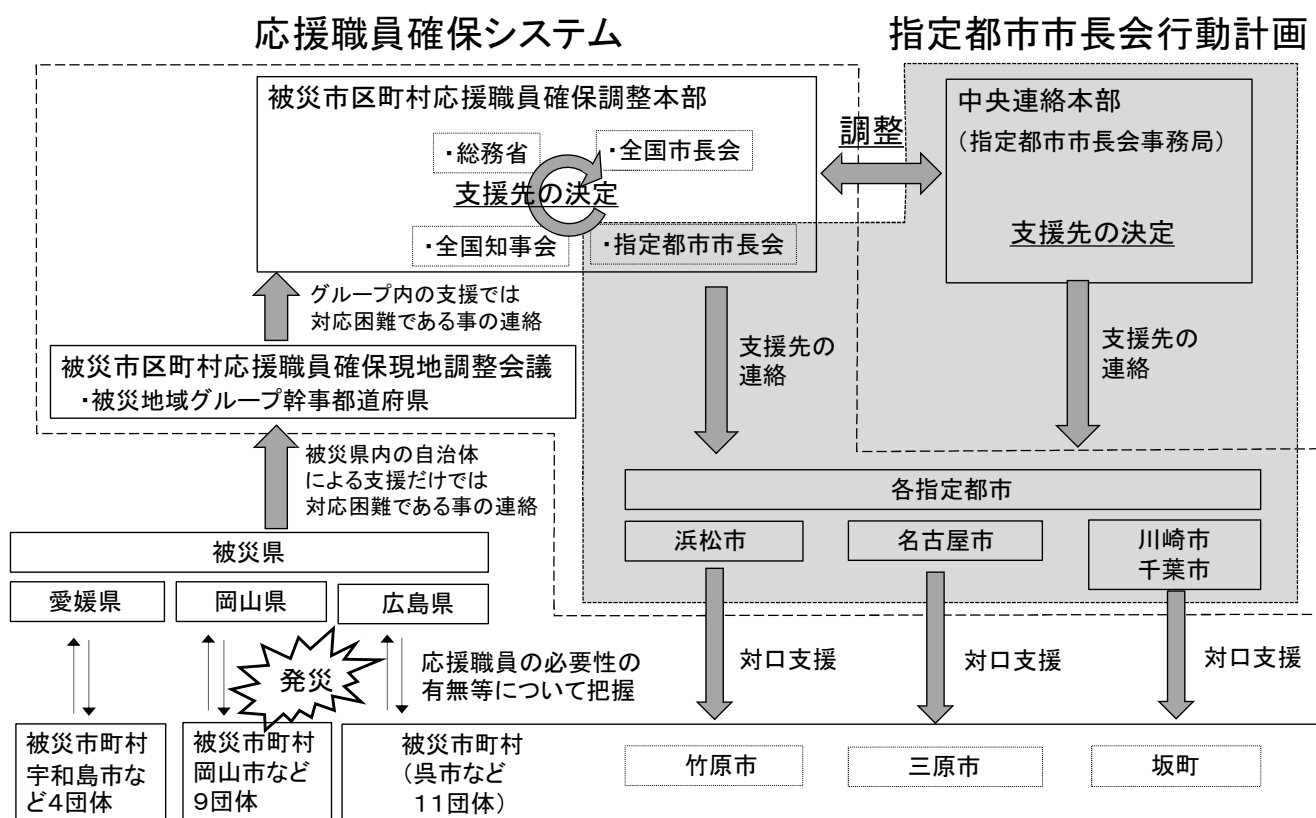
二つの支援枠組みの共通点

【適用条件】 震度 6 弱以上の地震又はそれに相当する災害

【支援内容】 支援内容の特徴として、既存の協定等（応急給水活動、緊急消防援助隊、DMA T など）があるものについては、その枠組みを優先して被災地支援を行い、それ以外の支援（避難所運営、建物被害調査、り災証明書受付発行など）を対象としていること

【支援方式】 一つの被災自治体を一つの都道府県又は指定都市が自己完結的に支援する対口支援方式を基本としていること

応援職員確保システムでは、中国・四国ブロック以外からも支援を行う第二段階の支援において、本部機能の事務局は総務省が担い、応援自治体の調整において、都道府県については全国知事会が担当し、指定都市については指定都市市長会が中心となっていくこととなっています。一方で、指定都市市長会行動計画が適用される場合には、その本部機能を指定都市市長会事務局が担うことになっているため、両方の支援枠組みが適用された場合も指揮命令の調整機能が働き、円滑な支援につながりました。



「平成 30 年 7 月豪雨」における支援枠組みの関係図

今回の平成 30 年 7 月豪雨における支援では、国の応援職員確保システムに基づき、7 月 9 日 10 時から広島県庁で開催された現地調整会議により決定された事項として、広島県から県下 10 市町村（後日、1 市町村が追加）からの支援要請があり、本市には広島県三原市を対口支援してほしい旨の連絡が応援職員確保調整本部に入り、一連の調整の中で指定都市市長会として了承し、支援先が決定されました。

当初は、三原市の災害対策本部支援要員として 10 名の職員派遣要請がありましたが、三原市と直接電話連絡を行ったところ、災害対応で混乱する中、被災状況や支援ニーズがはっきりしていませんでした。そこで、まずは速やかな状況確認と支援ニーズを確認する必要があったため、同日中に先遣隊 4 名を三原市に派遣することにしました。

Ⅲ 本市の被災地支援活動の概要

1 先遣隊の派遣

1.1 三原市役所訪問（被害状況調査及び支援ニーズの確認）

平成30年7月9日（月）、総務省の応援職員確保システムと連携した指定都市市長会行動計画に基づき、午後2時00分に指定都市市長会事務局より広島県三原市への対口支援要請がありました。本市として即座に対応し、午後3時20分に先遣隊4名（2名は鉄道利用、2名は公用車利用）が三原市役所へ向け出発しました。先遣隊の派遣を二つに分けたのは、本市から広島県三原市まで400キロメートル以上離れており、公用車で向かうと到着が遅くなるため、鉄道の新幹線を利用して、いち早く現地へ到着するためでした。

（1）鉄道利用組2名の動き

7月9日（月）の時点において、新幹線の運行は通常運転となっており、三原駅まで移動することが可能でしたが、現地における被害状況や避難所、応援が必要となる場合の機動力を確保するため、もう一台の車両が必要になることを想定し、午後6時頃に新尾道駅で下車し、レンタカーを借りました。新尾道駅付近では断水状態が続いており、飲食店は営業をしておらず、駅の公衆トイレ（男性トイレの小便器を除く）は使用できませんでした。また、被害情報を入手するため、現地の新聞を購入しようとしたのですが、物流途絶の影響もあったのか、品切れ状態でした。そこからレンタカーで三原市へ向けて進行し、午後7時頃、三原市役所に到着しました。

市役所内に設置された災害対策本部に向かい、災害対策本部に詰めていた小迫危機管理監及び歌谷危機管理課長から、被害状況及び災害対応状況について説明を受けました。しかしながら、河川氾濫やがけ崩れなど多数の被害が出ており、被害の全容までは把握しきれていませんでした。

主な被害状況として、三原市は、三原地域、本郷地域、久井地域、大和地域の4地域からなるうち、決壊した沼田川周辺の本郷地域で一番被害が大きかったことや、市域で約1,702戸の停電が続いていることの説明を受けました。

支援ニーズについては、避難所運営に関しては最大時約2,000名いた避難者は1,000名弱、避難所も14か所となって縮小傾向であったことから、具体的な支援策として、今後、必要となる建物被害認定調査と被災（り災）証明書の受付発行について提案したところ、支援の相談を行いたいという申し出がありました。なお、先遣隊が現地入りする前から、本市では、支援要請が予想される主な業務をあらかじめ整理するとともに、物資支援可能な物資の品目

や量をリスト化するなどし、支援要請に対する準備を行っていました。

具体的な業務の進め方や人数規模、期間については、翌10日（火）午前中に三原市の財務部資産税課（建物被害認定調査担当）、監査事務局（被災（り災）証明書受付発行担当）、総務部職員課（職員派遣受援担当）と打ち合わせを行うこととなりました。

(2) 公用車利用組 2 名の動き

名古屋を出発した公用車利用組は、亀山 J C T から新名神高速道路～名神高速道路～山陽自動車道を通って、南下しました。先に現場到着していた鉄利用組からの情報や、名古屋市役所に設置した危機管理対策本部事務局による三原市役所への電話での調査により、三原市内は停電や断水のため、物資が不足しているという状況から、午後 6 時半過ぎに三木 I C で高速道路を下り、現地で活動する上で必要となる数日分の食料（パン、缶詰、レトルトご飯）や飲料水の調達を行いました。

その後、三木 I C から福山西 I C まで、再び山陽自動車道を通り、午後11時頃に福山市内に到着しました。三原市内の宿泊施設となった三原国際ホテルにおいて、先に到着して現地の災害対策本部や市内の情報収集を行っていた鉄利用組と合流して、情報共有を行いました。

1.2 市内の状況について

1日目の7月9日（月）の時点では、三原市内は断水が続いており飲食店は営業しておらず、コンビニには飲料水の販売はありましたが、弁当、おにぎり、パン等は売り切れの状態で、夜間になると品不足のために、閉店するコンビニも見受けられました。また、三原市内ではガソリンスタンドが営業していなかったため、給油時には近隣市まで赴いて給油しなければいけない状況でした。山陽自動車道をはじめとする道路交通の途絶による影響により、時間帯によっては通常時よりも長い交通渋滞が発生しているという話がありましたが、実際に深刻な渋滞に巻き込まれることはありませんでした。

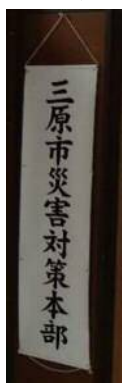
宿泊施設については、先遣隊の活動拠点とするため、三原市内の複数のホテルに宿泊予約が可能か確認を行いました。断水が続いていたため宿泊できない施設がありましたが、趣旨を理解していただき、断水の中、宿泊させていただいたのが宿泊先となった三原国際ホテルでした。また、生活用水に利用できるよう、浴槽に数センチの水張りをしていただくなど、ホテルや従業員も被災する中、最大

限のおもてなしを提供していただきました。

2日目（7月10日（火））に、三原市内のコンビニに立ち寄ると、前日同様に商品がない状況でした。商品の入荷状況についてヒアリングを行ったところ、通常時の3割程度しか仕入れしかできず、弁当やおにぎり、パンなどの商品が棚に陳列されても、直ぐに完売する状況であるとの説明を受けました。ガソリンの供給状況については、午後6時頃には三原市内のガソリンスタンドでも給油可能となっていました。

3日目（7月11日（水））正午には、物流も再開し、コンビニでは弁当をはじめ多くの商品が陳列されるようになっていました。

○到着直後の災害対策本部の状況（三原市役所4階）



○深夜閉店となったコンビニ（三原市内）



○通行止め道路を示した地図



○福山市内のコンビニの状況（7月9日（月）深夜）



○三原市内のコンビニの状況（7月11日（水）正午）



1.3 支援ニーズの確認と職員派遣調整

（財務部資産税課、監査事務局及び総務部職員課との打ち合わせ）

7月10日（火）午前10時頃、三原市において、職員が不足し支援が必要と見込まれる建物被害認定調査と被災（り災）証明書受付業務に関して財務部資産税課、監査事務局、総務部職員課と打ち合わせを行いました。

三原市としては、約3,000棟の建物被害を見込んでおり、被災した三原市民の被災（り災）証明書発行に向けて、体制を組みたいが市内4地域の市役所及び3支所において、申請受付を行いたいものの、今回の災害対応で人員が不足しており、本市に一般行政事務職員を11名体制で派遣をお願いしたいという申し出がありました。

また、建物被害認定調査については、被災（り災）証明書の申請有無にかかわらず、ローラー調査法により、2名1組の10班体制で7月中に全ての家屋の調査を行い、被災（り災）証明書の迅速な発行につなげたいという方針でしたが、調査を専門とする資産税課は13名の職員しかいないこと、三原市は被災経験が少なく、専門的知識と技術を兼ね備えた職員がいないことなどから、本市に対して職員10名の派遣をお願いしたいという申し出がありました。

なお、職員派遣における三原市側の受入体制について、派遣の際に必要な資機材や移動に必要な車両の確認などを行いました。

1.4 本市への応援要請

同日午後 1 時に、三原市の天満市長をはじめ、池本副市長及び大西副市長が出席する三原市災害対策本部会議において、建物被害認定調査業務及び被災（り災）証明書受付発行業務にかかる応援要請について、議題が提出されました。その結果、7月17日（火）から7月31日（火）の期間、建物被害認定調査に10名体制、被災（り災）証明書受付発行業務に11名体制の応援要請を行うことが決定されました。

決定された応援要請は、本部会議に同席していた本市の先遣隊職員により、電話連絡及びFAXにより名古屋市危機管理対策本部会議事務局に報告されました。

○ 三原市災害対策本部会議の様子



1.5 3支所（本郷支所、大和支所、久井支所）訪問

午後 2 時頃から、被災（り災）証明書の受付発行業務の勤務場所として想定された3支所を訪問し、移動手段や執務環境等の確認を行いました。

市役所から本郷支所へは、鉄道が運休しており、運行再開の目途が立っていません。そのため、列車での移動は困難でした。管内では、河川氾濫により甚大な浸水被害があったため、陸路での移動に不安はありましたが、市役所から本郷支所へのルートにおいては浸水もひいており、順調に車で移動でき、所要時間は片道30分程度でした。本郷支所では断水が続いており、空調も運転されておらず、いずれも復旧の見通しは立っていない状況でした。

市役所から久井支所及び大和支所への移動は、随所において土砂崩れによる道路被害があり、あらかじめ把握していた被害情報やグーグルマップなどに反映されていない被害箇所が相当数見られました。通常であれば両支所とも市役所から片道30分～40分程度で移動できるところ、迂回ルートを探しながらの移動となっ

たため、1時間以上かかる状況でした。久井支所は、井戸水を利用していることから断水の影響はなく空調も運転しており、また、大和支所は訪問した日に水道が復旧し、空調も使用可能になっているとの説明がありました。支所管内のコンビニ・スーパーはいずれも一時営業停止の状況でした。

派遣職員を配置するためには、市役所から各支所への移動手段の確保が重要課題でした。

○ 7月8日（日）中国新聞の記事（中国新聞社提供）

「まち全体が川の中」

氾濫濁流のみ込む 堤防決壊 民家孤立



三原市本郷町は沼田川が氾濫し、浸水した。下にある口の字型の校舎は総合技術高。7日午後0時52分（撮影・天島智則）

「まち全体が水没し、急速に迫る水から民家、町船木では、茶色の濁り、氾濫した。たようだ」。県東部で2階に逃げた約20世帯が一時、孤立。福島市道も田畑も区別できず、一気に階段の3段、ままた夜が明けた7日は堤防の決壊もあり、屋根しか見えない。目まで水が押し寄せ、日、河川の氾濫によるり、広域で浸水に見舞われ、爪痕を現した。三原市本郷町船木では、同日朝、三原市本郷地区を流れる沼田川は、6日午後10時10分ごろにいた60代男性。7日

午後3時ごろ、水が引くまで不安の中で過ごした。「水も出ず、パンを食べてつないだ」。沼田川は「ゴー」といひ冠水は初めて見出し、木や車のタイヤをのみ込み、濁流うと不安」と顔を曇らせた。では「早い救助を」と、住民たちが相次ぎ投。市消防本部はヘリコプターとボートでの救助を続けた。沼田川の大規模氾濫は2005年の新市にあってから初めて。市危機管理課は「想定外の雨量」という。上流には奥宮の福島ダムと

桜梨ダム（いずれも東広島市）があり、今回、雨水をためきれずに下流へ放水した。福島市駅家町では、7日午前7時半ごろ、吉野川の堤防が約30メートルにわたって決壊した。近くの万能倉南町内会長の西山光雄さん（67）は「同町は、見回った際、濁った水が堤防を崩すのを見た。『周辺の道路も冠水し、陥没している所もあった。避難するのが難しい人もいたと思う。自主防災の在り方を考え直したい』と話した。梅雨のたび全域で浸水する同市。北部は高い水位で漬かり、床上浸水の被害も出た。神辺町の主婦横田由美子さん（66）は「こんなにひどい冠水は初めて見出し、また雨が続きと思

1.6 三原市長との意見交換（午前9時頃）

7月11日（水）には、三原市においては、災害対応で混乱状態であることに加え、災害対応経験が乏しいことが発災当初の課題であったため、本市職員に対して、専門的見地からのアドバイスを求められ、三原市の天満市長、大西副市長、小迫危機管理監と意見交換を行いました。

被災（り災）証明書発行に向けた業務については、名古屋市において職員派遣の準備に入っており、宿舍や移動手段などの調整を行っていることを説明しました。

また、前日（10日（火））の市内状況調査において、三原市の物資集配拠点となっていた武道館では、三原市職員が汗だくになりながら人力で物資を仕分けし、疲労困憊の状況となっており、その職員から、在庫管理もうまくできておらず、マンパワーが不足しているという状況の説明を受けたことに触れながら、災害対応は息の長い取り組みとなるため、物資ニーズの把握を含めた物資集配業務は、物流専門業者に業務委託して、物資供給の円滑化を図るとともに物資業務に従事している多くの職員を引き揚げて他の災害対策業務に従事させることを提案しました。

○三原市長、副市長等との意見交換の様子



2 三原市に対する支援の決定

2.1 名古屋市危機管理対策本部会議の開催

本市において、平成 30 年 7 月豪雨における対応を協議するため、市長をトップとする会議である名古屋市危機管理対策本部会議を 7 月 12 日（木）9 時 45 分から開催し、国の応援職員確保システムと連動した指定都市市長会行動計画の適用により、本市の対口支援先として三原市が割り当てられたことや、平成 30 年 7 月豪雨における三原市の被害状況の情報共有がなされました。

三原市への支援業務については、三原市に先遣隊を派遣して支援ニーズ調査を行った結果、7 月 10 日（火）に三原市から被災（り災）証明書受付発行業務と建物被害認定調査の 2 業務において支援要請があったことの説明がなされました。

会議では、三原市を対口支援することを決定し、各局室は本市の地域防災計画に基づく災害時の役割分担に沿って被災地支援等の業務を担い、被災地において刻々と変化する支援ニーズに対応して支援していく方針と、支援要請のあった被災（り災）証明書受付発行業務と建物被害認定調査の 2 業務について、計 42 名の職員を派遣することが決定されました。

なお、会議前日の 7 月 11 日（水）には、本市の河村市長が広島県の湯崎知事と、三原市の天満市長とそれぞれ電話対談し、お見舞いの意と支援の意向が伝達されていました。

○地域防災計画に基づく各局の主な役割（地域防災計画から一部抜粋）

部	担当局	主な任務
総括部	防災危機管理局	・各部、区本部との連絡調整に関すること ・県その他の防災関係機関との連絡調整に関すること ・各種協定（他部に属するものを除く）に基づく応援要請に関すること
庶務部	総務局 （庶務部は、総務局ほか 5 局室で構成）	・職員の動員及び配備に関すること
経理部	財政局 （経理部は、財政局ほか 1 室で構成）	・大規模災害時におけるり災証明発行のための家屋被害調査の総合調整に関すること
全庁体制で取り組む任務		
・り災証明の発行に関すること		

○名古屋市危機管理対策本部会議の様子



2.2 職員の派遣

三原市への職員派遣を行うため、7月13日（金）に被災地域派遣職員激励式が市役所正庁で開催されました。

最初に派遣されたのは建物被害認定調査の業務に従事する職員でした。第1次隊の10名が7月16日（月）から9日間、また第2次隊の10名が7月24日（火）から8日間派遣されました。

被災（り災）証明書の職員派遣については、第1次隊（11名）が7月17日（火）から、第2次隊（10名）が7月24日（火）から各8日間派遣されました。

○「平成30年7月豪雨」に伴う被災地域派遣職員激励式の様子



コラム 2 「派遣職員の宿舎ってどうやって決めるの」

初動期・応急復旧期における他都市への支援においては、派遣職員は転居を伴わず、出張により現地へ赴き、宿舎を生活の拠点として、派遣業務に従事することになります。その際、応援する側の都市が、被災した都市の負担にならないよう自前で宿舎を確保することが被災地支援を行う上でのマナーとされています。後方支援活動においては、派遣された職員が支援業務に集中できる環境を整えることが重要となります。ここでは、東日本大震災、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨における宿舎探しの違いを紹介します。

【東日本大震災 ～先遣隊による宿舎確保～】

平成 23 年 3 月の東日本大震災において、本市は岩手県陸前高田市への「丸ごと支援」を行うため、先に派遣された先遣隊が宿舎探しを行いました。当初、先遣隊により陸前高田近郊の旅館・ホテル等を調査しましたが、全国からの応援職員やボランティア、業者等により満室で、確保できない状況でした。やっとの思いで、先遣隊が探し出したのが、陸前高田市に隣接する岩手県一関市大東町摺沢にある富二屋旅館（陸前高田市役所まで車で 45 分程度）でした。

【平成 28 年熊本地震 ～被災地近郊の自治体への依頼を通じた宿舎確保～】

平成 28 年熊本地震の際は、本市は指定都市市長会行動計画に基づいて、熊本市に対して避難所運營業務などの支援を行いました。発災直後から、熊本市により情報提供いただいた宿泊施設リストを用いた電話連絡や、旅行会社等を通じてホテル・旅館等を調査しましたが、どの宿泊施設も被災のため営業を停止している状況でした。苦肉の策として、熊本市に隣接する熊本県久留米市に公営の宿舎等を紹介していただけないか依頼したところ、久留米市勤労青少年ホーム（熊本市役所まで車で 2 時間程度）を紹介いただき、本市から先発の支援部隊となった避難所運營業務の派遣職員の宿舎として確保することができました。

【平成 30 年 7 月豪雨 ～先遣隊と旅行会社による複合的な宿舎の確保】

今回の災害では、広島県三原市の断水状態の復旧目途がたたず、市内での宿舎確保が難しい状況でした。7 月 11 日から 1 週間程度分の現地連絡調整員の宿舎については、先遣隊が近隣の尾道市や福山市を調査して直接ホテルを回り、福山駅付近（三原市役所まで車で 1 時間程度）で宿舎を確保することができました。しかし、7 月 16 日以降、派遣規模（23 名）が大きくなり、宿舎を確保することが難しい状況でした。そこで、旅行会社を通じて宿舎探しを行ったところ、福山ニューキャッスルホテル（三原市役所まで新幹線で 30 分程度）を宿舎として確保することができました。

宿舎探しの方法には、一長一短があります。宿舎探しの方法ごとのそれぞれの特徴を見ていきます。

○宿泊施設に電話連絡する場合

宿泊施設に直接、電話連絡した場合には、即座に予約できる利点があるものの、宿泊施設自体が被災しているなど通常宿泊客を迎えられる状態でない場合には、断られる場合が多くあります。

○先遣隊が宿泊施設を訪問する場合

一方、先遣隊が宿泊施設を訪問して宿舎を探す場合、現地に行くための時間を要するという短所があるものの、宿泊施設を先遣隊が見た上で宿泊調整を行うため、通常宿泊客を迎え入れられる状態ではない場合にも、その不具合を了承した上で、宿泊させていただける場合があります。

○旅行会社を通じた場合

次に、旅行会社を通じた調整では、宿泊施設によっては人数規模が大きい場合の宿泊予約のルートを旅行会社からのものに限定している場合があるため、直接連絡や先遣隊による調整では宿泊予約できない場合にも予約できるという長所があります。しかし、宿泊施設によっては旅行会社の取扱商品となっていない場合もあるため、宿泊施設の候補が限定的になるという短所もあります。

○近隣自治体に依頼する場合

被災自治体の近隣自治体への依頼の場合、土日や長期休みで閉庁日の場合には調整が困難であったり、公営施設の本来目的の繁忙時期などには予約ができないなどの短所もありますが、利用可能である場合には安価な価格で宿泊することができるという長所もあります。

被災地支援における宿舎探しは後方支援活動の基本となります。発災した場所や時期、そして災害規模によっても有効な宿舎探しの方法は異なりますので、それぞれの調整方法の特徴などを踏まえて、適時・適切に複合的に宿舎探しをすることが必要といえるでしょう。

3 被災（り災）証明書受付発行業務の支援

国の応援職員確保システムと連動した指定都市市長会行動計画が平成28年熊本地震に続く2回目の適用となり、本市は、広島県三原市から応援要請を受けて、一般行政職員の11名体制により、7月17日（火）から31日（火）まで支援を行いました。

3.1 被災（り災）証明書受付発行業務の概要

本市は、被災（り災）証明書の受付場所となった三原市役所、本郷支所、本郷生涯学習センター、久井支所、大和支所の5つの場所のうち、三原市役所、本郷支所、本郷生涯学習センターの3か所を受け持つことになりました。

本郷支所及び本郷生涯学習センターの位置する本郷地区は、三原市内で最も浸水被害の大きな地区であり、被災（り災）証明書の申請があることが見込まれていました。

この地域の被害が大きくなったのは、付近を流れる沼田川の氾濫があったためでした。支流と合流する下北方や船木といった地域の被害が、とりわけ甚大となりました。一帯で、建物の1階全てが水没するような、2メートルを超える浸水被害が多くの家屋で見られ、両地域で約1,150戸が浸水被害を受け、船木地域では3名の住民が亡くなりました。また、山間部であるため土砂崩れも各地で発生し、住宅地や農地への土砂の流入による被害も多く見られました。

(1) 職員の派遣期間と人数

区分	出発日	派遣期間	帰着日	派遣者数
第1次派遣	7/17(火)	7/17(火)～7/24(火)(8日間)	7/24(火)	11名
第2次派遣	7/24(火)	7/24(火)～7/31(火)(8日間)	7/31(火)	11名

(2) 活動内容

ア 一日の流れ

7:30	ホテル発
7:45	福山駅発
7:59	三原駅着
8:30	業務開始
17:15	業務終了
18:26	三原駅発
18:50	福山駅着
19:00	ホテル着

イ 勤務場所

三原市役所、本郷支所、本郷生涯学習センター



・本郷生涯学習センター



・三原市役所



・本郷支所



ウ 宿泊施設

被災により三原市での宿泊施設の確保が難しい状況であったことから、派遣業務の宿泊施設は、三原市から尾道市を隔てた東部に位置する福山市の福山駅付近にある福山ニューキャッスルホテルを使用しました。三原市役所までの交通経路は、ＪＲ在来線の途絶の影響を受けて、新幹線（福山－三原）を用いることにより、約 30 分で通勤することができました。本郷支所や本郷生涯学習センターを勤務場所とする派遣職員は、三原市役所に到着後、約 20 分かけて三原市の公用車により各勤務場所へ向かいました。

○ 福山ニューキャッスルホテル(住所:広島県福山市三之丸町 8-16)

- ・福山駅徒歩 3 分程度
- ・ツインルームにエキストラベッドを入れ
3 名 1 部屋の利用
- ・風呂・トイレ付(各種アメニティあり)
- ・朝食付
- ・コインランドリーあり



(3) 活動内容

ここでは特に、三原市役所と被災（り災）証明書の申請が多かった本郷支所における活動内容を報告します。

本市からの応援職員は以下の体制で、被災（り災）証明の受付事務を行いました。

場所	受付人員体制	人数	
		本市派遣職員 の数	三原市職員 の数
三原市役所	5 名	2 名	3 名
本郷支所	7 名	5 名	2 名
本郷生涯学習センター	6 名	4 名	2 名

業務の内容は、以下のとおりでした。なお、申請者の来所状況等をみながら、役割及び配置人数については流動的に対応しました。

ア 申請書類の案内（1～2 名）

三原市では、被災した物件に応じて、次のように発行する証明を使い分けていました。

証明書の種類	対象となる被災物件
被災(り災)証明	住家(住民登録あり)
被災届出証明	住家 <u>以外</u> の家屋(店舗、事務所、納屋)、所有する動産(自動車など)

申請者がどちらの証明の申請を行うべきかはもちろん、各証明は世帯主や所有者ごと、また被災場所ごとの発行になるため、物件ごとの世帯主や所有者、被災場所を確認しながら、適切に記載すべき書類を案内する必要があります。そのため窓口職員用の案内フローチャートを作成し、漏れなく必要事項が確認できるようにしました。

また、被災(り災)証明書申請受付以外にも様々な事項の初期対応に当たる機会が多かったため、前述の引継書やQ & Aシートを随時アップデートし、スムーズな対応ができるよう努めました。

イ 書類記載方法の案内（1～2 名）

申請書類の記載時においても注意すべき点が多く、誤記載を防ぐためにも記載補助を行う職員を配置していました。また申請者には高齢者も多く、記載時の細かなフォローが必要となるケースもあったため、可能な限り申請者ごとに補助が1名付くように心掛けました。

ウ 写真データの取り込み（1～2 名）

申請者にはなるべく被害状況の分かる写真を現像して持参いただくよう案内していましたが、デジタルカメラや携帯電話等のデータのみ持参された場合にも、その場で印刷、又は画像データの提供を受けて（パソコンに取り込みを行い）、受付を行いました。書類記載案内の職員と連携し、どの写真がどの物件の被害状況を撮影したものなのかを確認しながら取り込みを行うため、全体の流れの中でも比較的時間を要する作業となっていました。

エ 本人確認・申請の受理（三原市職員 2 名）

申請書類の記載及び写真データの取り込みが完了したら、住民基本台帳（以下、「住基」という。）データと本人確認書類の突合により申請者の本人確認を行いました。本人確認が取れたら申請書類に受領印を押し、証明書交付時に引き換えで必要となる写しを申請者へ交付の上、証明発行時の手続きについて案内しました。

オ 受付件数

証明書の種類	受付件数		派遣期間 の実績 (A/B)
	7月31日まで(A) ※三原市役所、本郷支所、本 郷生涯学習センター受付 分	12月10日まで(B) ※全箇所受付分	
被災(り災)証明	695	1,657	41.9%
被災届出証明	857	2,112	40.6%
合計	1,552	3,769	41.2%

○被災(り災)証明書受付発行業務における支援活動

(7月17日(火) 三原市役所)



(7月26日(木) 本郷支所)



3.2 派遣職員からの報告

【申請書受付について】

- ・本人確認は住基閲覧用PCを用いて行うことが必要になるため、受付環境として住基閲覧用PCの設置環境が必要になる。
- ・被災等により印鑑持参が困難な場合には、自署によるサインで対応した。
- ・被災した画像データがスマートフォン等にある場合に、画像データ取り込みの際に、被災とは関係のないプライベートな写真も出てきてしまうため、来庁者自身に機器を操作していただく等の注意が必要になる。
- ・今回、苦勞したのは、住家以外の被害において、特に自動車及び田畑への土砂流入による被害の受付（被災届出証明の申請）に際して、ゼンリン地図や公図を用いた被害場所の特定が必要であったが、土地勘がないため苦勞した。職員配置や役割分担で配慮できるとよいのではと感じた。

【職員間の情報共有について】

- ・三原市としても今回の被災（り災）証明書発行にかかる受付は、はじめてであったこともあり、最初から業務内容やその流れがしっかりと整理されていなかった。
- ・災害対策本部会議等の情報が担当員レベルまで下りてきておらず、現状が把握できていないという声が多く聞かれた。
- ・三原市役所の受付では、フローチャートやQ&Aなど、どの職員でも対応できるような仕組みがなく情報共有ができていなかった。
- ・受付フローやQ&Aがなく、第1次派遣隊がそれらを作成した。第2次隊が派遣されるころには、業務引継書が作成された。支援業務にあたる中、第1次隊と第2次隊の間に十分な引継ぎを行う時間をほとんど取れない中でも、第2次隊へ大きな混乱なく移行することができた。混乱する災害発生時の適切な情報共有の重要性を実感することができた。
- ・引継書等をネットワーク上で共有するなど、所属・勤務場所を超えて情報共有できれば、経験・知識の蓄積や共有が更にスムーズにできるようになるため、より迅速な対応が可能になると思われる。

【情報端末に関して】

- ・本市において被災（り災）証明及び被災届出証明の受付事務を行うと仮定した場合に、ネックになると感じたのは写真データの取り込み作業で、問題点はパソコン端末の管理者権限について、スキャナーなどの読込機器についての2点である。

(パソコン端末の管理者権限)

- ・本市において使用しているパソコンのほとんどが管理者権限に制限がかかっており、外部端末との接続が極めて困難である。各受付場所に最低 2 台は管理者権限の制限を受けない端末を用意する必要があると思われる。

(スキャナーなどの読込機器)

- ・読込機器について、持ち込まれる電子機器は多様性に富んでおり、機種や設定によって、すぐに取り込めない場合があった。様々な機器の読込に対応できる体制を整えるべきである。
- ・三原市では、スマートフォン（iPhone、アンドロイド等）、携帯電話、タブレット端末、デジタルカメラ等の各種機器の電子データを取り込めるように、すべての機器に対応できるよう各種ケーブルを準備していたため、本市でも同様の準備が必要と思われる。
- ・被災（り災）証明受付の際に、写真を現像して持ち込む負担は想像以上に大きいように思われたため、写真データの取り込み環境を本市においても早急に整備するべきだと感じた。

【地域コミュニティの重要性に関して】

- ・今回の勤務場所である本郷支所のある本郷地区は、強固な地域コミュニティが形成されており、支所を訪れる住民同士も声を掛け合うなど顔見知りであることが多い様子であり、住民間の相互扶助が自然に成立していた。本市においても、防災訓練等の防災活動を契機として地域互助の風土を醸成していくことは、災害による被害を最小限にするためにも、また災害からより早く復興していくためにも、大変重要であると感じた。

【広報に関して】

- ・市公式ウェブページ、市フェイスブック、地元ケーブルテレビ等により支援情報が周知されていた。
- ・三原市役所（本庁）の庁舎内に支援情報が一切掲示されておらず、情報を得られない市民が多いと感じた。
- ・三原市役所（本庁）と支所で市民向けに情報提供している内容に差が生じていた。支所においては避難所を併設している地域という事情もあるが、市ホームページの内容を印刷し掲示することで、給水や入浴など広く情報提供を行っていた。来庁者からは市役所庁舎においても同様の情報提供ができないかという

声を聞くこともあった。統一的に情報提供すべきものと、各現場においてプラスアルファで提供すべきものを被災者の立場から検討する必要があると思われる。

- ・高齢者がHPやフェイスブックから情報を得ることは難しく、優先度を考慮して情報を掲示する必要があった。

【生活再建窓口に関して】

- ・応急仮設住宅や災害ごみの担当課が市役所の庁舎内になく、市民にとって非常に不便であったため、ワンストップの窓口が必要であると感じた。

4 建物被害認定調査の支援

4.1 建物被害認定調査の支援にかかる調整

国の応援職員確保システムと連動した指定都市市長会行動計画により、本市は、広島県三原市から被災（り災）証明書受付発行業務とあわせて、建物被害認定調査の応援要請を受けたことから、7月11日（水）から12日（木）まで、財政局から連絡調整員2名を派遣し、三原市役所財務部資産税課と従事内容等の調整をしたほか、調査対象地域を実地確認しました。

4.1.1 建物被害の状況

三原市の建物被害は、浸水による被害を受けた建物のほか、土砂崩れにより被害を受けた建物がありました。要調査棟数は約2,000棟と見込みました。

(1) 浸水

住民への聞き取り等により、浸水した地域を特定し、エリア内の住家を固定資産課税台帳から抽出した結果、調査対象棟数は約1,900棟と見込みました。

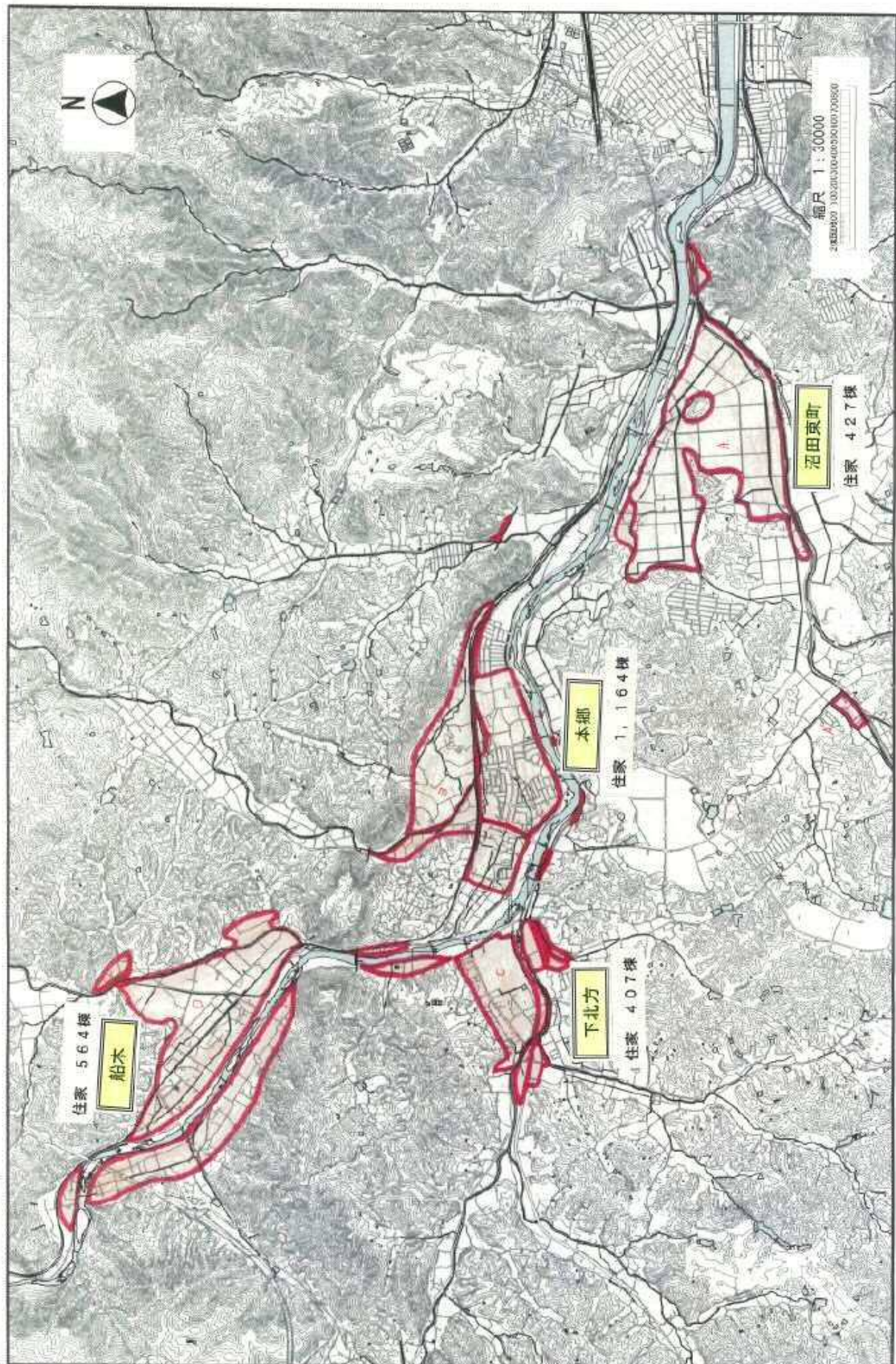
地域	被害予想棟数
下北方地区	200 棟
船木地区	400 棟
本郷地区	1,000 棟
沼田東町地区	300 棟
合 計	1,900 棟

浸水地域は大きく分けて4地域で、最も被害が大きいのは下北方地区であり、1階の天井高近くまで水没していました。次に大きいのは船木地区でした。本郷地区は、昔からの集落と区画整理地域があり、建物数が多く、床下浸水から床上浸水まで混在している状況でした。

全域について、水はひいていましたが、下北方地区及び船木地区については、道路に土がたまり、車の通行により水が舞い上がる状況で、臭いについては感じることはありませんでした。被害が大きい地区は、外観から浸水深がわかる建物もありましたが、多くは外観からは分からず、住人に確認するしかない状況でした。

(2) 土砂崩れ

土砂崩れが285か所で発生しており、一集落すべての建物に被害が生じているところがあると見込まれるものの、まだ全容は把握できていないという説明を受けました。今後、被災（り災）証明の交付申請により把握することとしており、調査対象棟数を約100棟と見込みました。



印刷日時: 2018年07月10日 0時19分47秒

※ 住家2, 616棟の地域ごとの棟数 (ほかに久井22棟、大和32棟)
※ 土砂災害146棟については、市域内に散在

○本郷地区の浸水被害の状況（7月11日（水））



4.1.2 三原市との調整状況

(1) 調査スケジュール

一次調査の調査期間は7月17日（火）から31日（火）までとされました。なお、この期間で調査を行うことができないものや、また、被災（り災）証明書交付後の二次調査については、三原市職員で対応するという説明を受けました。

(2) 調査体制について

三原市資産税課職員10名と本市派遣職員10名、計20名の10班体制で行い、迅速に調査を行うため、調査票の種別により調査班を分け、下記の区分による9班体制としました。調査班1班につき車1台（レンタカー）割り当てることになりました。なお、調査結果については、三原市職員による処理班4名がデータ入力や写真整理等を行うこととしました。

区 分		班 数	人数／班	備 考
浸水	木造	7 班	2 名	名古屋市 1 名＋三原市 1 名
	非木	1 班	3 名	名古屋市 1 名＋三原市 2 名
土砂崩れ		1 班	3 名	名古屋市 2 名＋三原市 1 名

(3) 調査拠点

三原市リージョンプラザ南館（市役所の川向かい。三原駅から徒歩10分程度）の研修室を調査拠点として、調査班、処理班ともここで事務を行いました。調査班職員は、ミーティングを行った後に、調査に向かいます。

(4) 調査方法

三原市は、木造及びプレハブ構造の建物の浸水被害による一次調査(約1,800棟)については、調査票A(外力による一定以上の損傷あり)を使用することを予定し、その旨を広島県に伝えていました。その場合には、要調査棟数の2,000棟は、当初の派遣人員及び期間で終了すると見込んでいました。

しかし、広島県からは、内閣府の基準通りに行うよう指示があり、その場合、外力による損傷は見受けられない建物が多いことから、調査票B(外力による一定以上の損傷なし)を使用するよう指示がありました。

調査票Aは、浸水深により判定するもので、外観から判定可能でもあることから、調査の迅速化が図れるという利点がありますが、調査票Bの場合は、床上30センチメートルを超える浸水については一次調査では判定できず、そのまま二次調査に移行して、家屋内部の部位別(天井、壁、床など)に損傷度合と損傷割合および家屋の傾斜を調査する必要があるため、これによる調査時間は、1件30分を超えることが想定されます。

調査票Bを使用した場合の調査の遅れについて懸念がありましたが、調査票Bを使用することとされました。なお、後述のとおり、調査期間途中で、調査票Aを使用する調査方法への見直しが行われました。

○調査票Aの例

住家被害認定調査票 水害 木造・プレハブ 第1次A(外力による一定以上の損傷あり)		調査票番号 201806200211	■判定した住家の範囲が分かるように記載 		
調査日 平成 30年 6月 20日 1 調査時 16:40 ~ 17:00 調査員 ぼうさい たろう / ふっこう はな子 所在地 ××××× △番地—○ 世帯主 ××× ×××		配置状況 3			
2 住家 ☒ 住家である(居住のために使用されている) 4 外観 ☐ 住家全部が倒壊 ☐ 住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 一見して住家全部が流失 ☐ 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、基礎直下の地盤が流出・陥没		いずれかに該当 ☐ 判定へ(全壊) 該当しない			
5 構造 ☒ 木造・プレハブである 6 階高 ☒ 住家が戸建ての1~2階建てである 7 外力 ☒ 住家に津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することにより、「外壁」及び「建具」の損傷程度が50~100%(程度Ⅲ~Ⅴで、浸水による損傷を除く。)に該当する損傷がある		「5」~「7」すべてに該当 ☐ 本調査票以外の適切な調査票を利用			
8 浸水履歴					
	住家流失 又は 床上1.8m以上の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 50%以上	全壊	☒	
	床上1m以上 1.8m未満の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 40%以上	大規模半壊	☐	
	床上1m未満の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 20%以上	半壊	☐	
	床下浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 20%未満	半壊に至らない	☐	
判定	損害割合 50%以上	20%未満 ☐ 半壊に至らない	20%以上 ☐ 半壊	40%以上 ☐ 大規模半壊	50%以上 ☒ 全壊

○調査票Bの例

住家被害認定調査票 水害 木造・プレハブ 第1次B(外力による一定以上の損傷なし)		調査票番号 201806200211	3 配置状況	
調査日 平成 30年 6 月 20日				
1 調査時 11:30 ~ 12:00				
調査員 ぼうさい たろう / ふっこう はな子				
所在地 ××××× △番地—〇				
世帯主 ××× ×××				

2	住家	☒ 住家である(居住のために使用されている)	
4	外観	☐ 住家全部が倒壊 ☐ 住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 一見して住家全部が流失 ☐ 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、基礎直下の地盤が流出・陥没	いずれかに該当 → ☐ 判定へ(全壊)
5	構造	☒ 木造・プレハブである	該当しない → 「6」～「7」すべてに該当 → 本調査票以外の適切な調査票を利用
6	階高	☒ 住家が戸建ての1～2階建てである	
7	外力	☒ 津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することにより、損傷程度が50～100%(程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。)に該当する損傷が「外壁」に1箇所も発生していない又は「建具(サッシ・ガラス・ドア)」に1箇所も発生していない	

8	浸水深	☐ 浸水深が床上30cmまで達していない	浸水割合 20%未満 → ☐ 判定へ(半壊に至らない)
該当しない → 第2次調査を実施			

	損害割合	20%未満	判定に至らない
判定	判定に至らない	☐ 半壊に至らない	☒ 判定に至らない (第2次調査を実施)

4.2 建物被害認定調査支援の概要

4.2.1 活動概要

(1) 指定都市市長会からの応援要請

指定都市市長会を通じて三原市から建物被害認定調査の応援要請を受け、知識経験のある職員を7月16日（月）から7月31日（火）まで10名体制で派遣して支援を行いました。

【支援までの流れ】

・7月10日(火)	応援要請
・7月11日(水)、12日(木)	連絡調整員2名による現地視察
・7月13日(金)	派遣職員向けのガイダンス、研修、激励式等
・7月16日(月)～	派遣開始

○名古屋を出発する第1次派遣隊（建物被害認定調査）



(2) 職員の派遣期間と人数

区分	出発日	派遣期間	帰着日	派遣者数
第1次派遣	7/16(月)	7/16(月)～7/24(火)(9日間)	7/24(火)	10人
第2次派遣	7/24(火)	7/24(火)～7/31(火)(8日間)	7/31(火)	10人

(3) 活動内容

ア 第1次派遣

日 付	主なスケジュール
16日(月)	午前:移動(名古屋⇒三原) 午後:ガイダンス
17日(火)	家屋被害調査
18日(水)	家屋被害調査
19日(木)	家屋被害調査 堀場副市長の激励
20日(金)	休日
21日(土)	家屋被害調査
22日(日)	家屋被害調査
23日(月)	家屋被害調査
24日(火)	午前:家屋被害調査 午後:第2次派遣職員への引継ぎ 移動(三原⇒名古屋)

イ 第2次派遣

日付	主なスケジュール
24日(火)	午前:移動(名古屋⇒三原) 午後:第1次派遣職員からの引継ぎ ガイダンス
25日(水)	家屋被害調査
26日(木)	家屋被害調査
27日(金)	休日
28日(土)	家屋被害調査
29日(日)	台風12号の影響によりホテル待機
30日(月)	家屋被害調査
31日(火)	午前:家屋被害調査 午後:移動(三原⇒名古屋)

※在宅率の高い土曜日、日曜日に調査を行い、平日の金曜日を休日とした。

ウ 宿泊施設

宿泊施設は、被災（り災）証明書受付発行業務に従事した派遣職員と同様に、福山ニューキャッスルホテルでした。勤務先の三原市リージョンプラザは、三原市役所の隣に立地しており、宿泊施設から勤務先まで交通手段について、JR在来線の途絶の影響により、被災（り災）証明書受付発行業務の派遣職員と同様に、新幹線（福山－三原）を使用することになりました。

○ 福山ニューキャッスルホテル(住所: 広島県福山市三之丸町8-16)

- ・福山駅徒歩3分程度
- ・ツインルームにエキストラベッドを入れ
3名1部屋の利用
- ・風呂・トイレ付(各種アメニティあり)
- ・朝食付
- ・コインランドリーあり



エ 1日の流れ(目安)

時間	内容等
8時30分	福山ニューキャッスルホテル(福山市) ↓ (新幹線) 三原市リージョンプラザ南館 (朝礼、調査準備)
10時00分	↓ 公用車、レンタカー 調査地域 (実地調査)
16時00分	↓ 公用車、レンタカー 三原市リージョンプラザ南館 (調査結果の整理、夕礼)
17時15分	業務終了

オ 1棟当たりの調査時間

区分	時間
外観から浸水の高さが判定できるもの	5～10分
室内に立ち入り、部分別に損傷を判定するもの	30分程度
聞き取り等で浸水被害の有無を認定するもの	20分程度

カ 調査件数

「表 建物被害認定調査における調査棟数」のとおり

表 建物被害認定調査における調査棟数

各班の 調査対象	7/17のみ	浸水(木造・プレ)								浸水(非木造)	土砂	浸水合計	土砂合計	合計	備考
	7/18～21									土砂	浸水(全構造)				
	7/22～	浸水(全構造)				土砂	浸水(全構造)			土砂	浸水(全構造)				
	日付	1班	2班	3班	4班	5班	6班	7班	8班	9班	10班				
第1次派遣	7月17日(火)	18	25	9	17	23	14	7	10	31		123	31	154	
	7月18日(水)	20	36	18	12	16	16	13	20	25		151	25	176	調査対象の見直し (木造・プレ班が非木造と一緒に調査)
	7月19日(木)	33	22	14	30	10	10	17	17	21	8	161	21	182	三原市職員の増員(2名)に伴い、 調査班を追加(計10班)
	7月20日(金)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休暇
	7月21日(土)	30	22	19	30	20	29	30	33	20	10	223	20	243	調査票AIに変更
	7月22日(日)	29	20	16	51	15	44	29	27	17	2	218	32	250	・調査対象の見直し(5班を土砂班に変更) ・ピンポイント調査開始
	7月23日(月)	27	15	32	33	9	29	19	14	15	8	177	24	201	
第2次派遣	7月24日(火)	2	5	16	19	5	22	6	2	7	1	73	12	85	第1次隊から第2次隊に引継ぎ (午前調査、午後引継ぎ等)
	7月25日(水)	22 (5)	22 (13)	26 (2)	6 (18)	12 (0)	12 (11)	2 (8)	0 (33)	3 (11)	5 (8)	95 (98)	15 (11)	110 (109)	減免のため非住家の調査開始
	7月26日(木)	7 (3)	16 (5)	12 (0)	1 (31)	6 (0)	7 (3)	6 (1)	2 (25)	22 (0)	8 (12)	59 (80)	28 (0)	87 (80)	
	7月27日(金)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休暇
	7月28日(土)	1 (10)	3 (8)	11 (12)	10 (4)	9 (0)	5 (2)	9 (1)	7 (6)	15 (0)	20 (11)	66 (54)	24 (0)	90 (54)	10班に三原市職員1名増員
	7月29日(日)														台風12号の影響により、終日宿舎待機
	7月30日(月)	0 (17)		2 (9)	2 (1)	5 (1)		5 (1)		7 (0)	1 (35)	10 (63)	12 (1)	22 (64)	班編成の見直し (30日、2・6・8班は他班と合流し調査)
	7月31日(火)	7 (4)	2 (5)	2 (0)	3 (1)	1 (0)	1 (1)	4 (1)	0 (0)	2 (0)	0 (12)	19 (24)	3 (0)	22 (24)	第2次隊 派遣終了 (午前調査、午後離任式等)
合計(住家)											1,375	247	1,622		
合計(非住家)											(319)	(12)	(331)		
合計(全体)											1,694	259	1,953		

※()内の数字は非住家の調査件数を示す

(4) 調査の実施

ア 調査対象

連絡調整員 2 名による現地視察時点では、調査対象の住家は2,000棟と見込んでいましたが、7月16日現在で三原市が見込んでいる住家の要調査棟数は、浸水被害が2,700棟、土砂被害が160棟に増加していました。

また、調査については、住家を優先し、住家の調査が終了した後、非住家の調査を行いました。

イ 調査地域

① 浸水被害

予備調査の実施結果に基づいて、浸水被害のあった地域については、ローラー調査を行いました。その他の地域については、被災（り災）証明書の申請のあった家屋についてピンポイント調査を行いました。

② 土砂被害

大規模な土砂災害の報告があった地域（集落）については、ローラー調査を行いました。その他の地域については、市域に山林が多く土砂災害発生箇所が十分に把握しきれていないことから、被災（り災）証明書の申請のあった家屋及びその周辺の家屋を対象にピンポイント調査を行いました。

ウ 調査手法等

① 被害認定基準

被災（り災）証明書の根拠となる家屋被害調査の認定は、「災害の被害認定基準について（内閣府）」に基づき1棟全体で行います。

この場合、木造・プレハブ構造の建物の浸水被害による1次調査については、調査票A（外力による一定以上の損傷あり）と調査票B（外力による一定以上の損傷なし）のいずれかを使用することになりますが、7月17日（火）及び18日（水）については、調査及び判定が複雑な調査票Bを使用しました。

その後、平成30年7月12日（木）付け内閣府事務連絡「平成30年7月豪雨における住家の被害認定調査（第1次調査）の効率化・迅速化に係る留意事項について」が発出されていることが分かり、当該事務連絡に「越流、堤防決壊等により広範囲に浸水した区域」については、外力による一定以上の損傷ありとして取り扱うことに差し支えない旨が記載されていたため、再度広島県と調整した結果、7月19日（木）から三原市は調査票Aを使用することにより、調査の効率化・迅速化を図ることが可能となりました。

ただし、7月18日（水）までの調査分については、調査票Bから調査票Aに書き直す事務が生じました。

② 被害認定調査

調査は、「住家被害認定調査票」を用いて「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づいて行いました。

【住家】

- ・水害による被害

木造・プレハブ用第1次調査票A（外力による一定以上の損傷あり）

非木造用調査票

- ・液状化等の地盤被害

木造・プレハブ用第1次調査票

非木造用第1次調査票

※ 水害による被害の非木造用調査票については、災害見舞金の支給に係る判定のため、床上浸水か床下浸水か選択する欄を追加しました。

【非住家】

住家の水害による被害の木造・プレハブ用第1次調査票Aを参考に、木造・非木造とも、外観のみで判断可能な独自の調査票を使用しました。

エ 調査体制等

① 調査専従班

名古屋市職員と三原市職員の固定資産税（家屋）課税事務の経験年数を考慮して、原則2人1組のペアとなり、調査票の種別を考慮して、浸水被害と土砂被害に分けて班編成が行われました。なお、調査の進捗状況等により随時見直しが図られました。

浸水被害について、当初は、調査対象の構造を木造・プレハブと非木造とに分けて班編成を行いましたが、敷地内に木造と非木造の家屋が複数あった場合、どちらが調査するのか、あるいは既に調査が終了しているのか、確認に手間取ったことから、調査対象の構造による班分けを止め、一つの班で両方の構造の家屋を調査することとなりました。

調査の進捗状況等により次のように随時見直しました。

日 付	区 分		班数	人数/班	備 考
7/17	浸水	木造	7	2 名	名古屋市 1 名＋三原市 1 名
		非木造	1	3 名	名古屋市 1 名＋三原市 2 名
	土砂崩れ		1	3 名	名古屋市 2 名＋三原市 1 名
7/18	浸水(全構造)		8	2～3 名	名古屋市 1 名＋三原市 1～2 名
	土砂崩れ		1	3 名	名古屋市 2 名＋三原市 1 名
7/19-21	浸水(全構造)		9	2～3 名	名古屋市 1 名＋三原市 1～2 名
	土砂崩れ		1	3 名	名古屋市 1 名＋三原市 2 名
7/22-28	浸水(全構造)		8	2～3 名	名古屋市 1 名＋三原市 1～2 名
	土砂崩れ		2	2～3 名	名古屋市 1 名＋三原市 1～2 名
7/30	浸水(全構造)		4	3～4 名	名古屋市 1～2 名＋三原市 2 名
	土砂崩れ		2	3～4 名	名古屋市 1～2 名＋三原市 1～3 名
7/31	浸水(全構造)		8	2～3 名	名古屋市 1 名＋三原市 1～2 名
	土砂崩れ		2	2～3 名	名古屋市 1 名＋三原市 1～2 名

② 内部処理班

調査後の写真データの整理や調査票の入力等の内部事務は三原市職員が行いました。

③ 調査・管理拠点

三原市リージョンプラザ南館研修室

オ 実地調査

① 調査の装備等

- ・各班に 1 台携帯電話が支給されました。
- ・調査には公用車又はレンタカーを使用し、車のナビや各自のスマートフォンのグーグルマップで現地まで移動しました。

② 写真撮影

- 1 枚目は調査対象家屋が分かるように全体を撮影
- 2 枚目以降は判定根拠が分かるように被害箇所を撮影
- 最後の 1 枚はデータ整理のために調査票の調査番号を撮影

③ 調査済証の交付

調査が終了した家屋については、調査済証（非住家を除く）を配付又は投函しました。併せて、被災（り災）証明書の発行時期や被災者支援制度について案内しました。

④ 不在票の交付

外観から浸水深が把握出来なかった場合や内部調査が必要な場合において、居住者が不在の際に不在票を投函し、担当部署に連絡してもらうようにしました。

⑤ 調査結果の回答

当初は回答していませんでしたが、7月21日（土）以降、調査票Aの使用に伴い、被災者の求めに応じて調査結果（被害判定）を回答する場合があります。

⑥ 調査結果の整理

調査結果は、内部処理班がエクセルで集計しました。

※被災（り災）証明への反映方法については不明

⑦ 調査時における市民からの問合せ内容

- ・水道の復旧はいつか。
- ・水道から水が出るようになったが、飲んでよいのか。消毒はしてもらえるのか。
- ・自分で片付けや修理する前に費用補助の相談をした方がよいのか。
- ・災害ゴミはどうすればよいのか。
- ・災害ゴミの回収が終わると聞いたが、この地域ではまだまだ出てくるので、回収を続けてほしい。
- ・自分の家だけ電気がつかない。
- ・水門のモーターが停電で動かず、水門が開かずこの辺りは浸水した。モーターをガソリンでも動くようにすべきだ。
- ・河川の管理はどこがやっているのか。
- ・次に大雨が降ったら、どこに避難すればよいのか。
- ・道路の土砂を何とかしてほしい。
- ・納屋などの非住家はどういう扱いになるのか。
- ・集合住宅について、2階の世帯と1階の世帯で異なる。
- ・農作物、農耕具、自動車等の被害についてはどうなるのか。
- ・自分にはどういった支援があるのか。
- ・何から始めればよいかわからない。
- ・しばらく子ども・親戚の家で生活するが、各種手続きはどうすればよいのか。
- ・被災者が亡くなったが、各種手続きはどうすればよいのか。

○建物被害認定調査の事前研修（7月16日（月））



○三原市財務部長による建物被害認定調査オリエンテーション（7月17日（火））



○建物被害認定調査の支援状況（7月18日（水））



○離任式における三原市長からの謝辞あいさつ（7月31日（火））



4.2.2 派遣職員による報告

【調査手法について】

- ・浸水深の把握にあたっては、外観からの視認以外に、可能な範囲で被災者から聞き取りを行って、街区単位の把握を意識するようにした。
- ・水害の場合、発災からの時間が経過すればするほど、浸水の跡が消えてしまい、外観からの判断が難しく、調査時間を要することとなる。
- ・調査は2人1組で、派遣期間中は、原則担当地域もメンバーも固定されていたのでやりやすかった。一方で、固定メンバーによる調査が続くと、調査に対する責任感や熱量、判定の正確さ等に差違が出るおそれがあるので、それを防ぐため、管理者主導のもと班ごとの定期的な報告会を開き、班ごとに差が出ないよう環境を整える必要があると感じた。
- ・家屋被害調査は猛暑との戦いであった。連日35度近い気温のなか、「ローラー」で地域を回る場合には、徒歩での移動が多く、体力の消耗を強く感じた。実際に三原市職員1名が熱中症で倒れたこともあり、休憩方法や携行品等に関してきちんとした準備や計画を立てる必要があると感じた。
- ・今回三原市では、被災者に被害箇所の写真撮影を依頼していたが、調査時に提示された写真は、あまりにも部分的すぎて、被災者の家屋かどうかの判断すらできないことがあった。調査判定に必要となる写真と、どのような順序で写真をとっていくか等、研修や打ち合せを通じて共有しておく必要があるように思う。
- ・同じ地番に複数の家屋を所有している所有者から、住宅はり災証明、非住宅は被災届出証明が申請され、調査対象棟数が重複することがあった。地番で家屋を区分して、同一地番を一度に回れると効率的であるように思う。

【調査後の処理方法に関して】

- ・内部処理班の人員が不足し、調査結果の取りまとめが追いついておらず、被害認定の内訳や、調査票を作成しなかった（「被害なし」）家屋の件数が集計されなかった。

【熱中症対策に関して】

- ・水分は、1日2リットル程度消費した。経口補水液は、お茶や水よりも効果があったように感じた。
- ・塩分タブレットは、1日3～5個程度消費した。塩飴だと口に残るため、調査時に各戸を訪問するにあたって、居住者との会話対応に難があった。
- ・保冷剤や冷却スプレーは、体温を下げるのに準備しておく必要があると感じた。

- ・ 個人で用意していたアイスノンを首に巻くと楽になった。
- ・ 携行品はなるべく自動車に保管し、徒歩で移動する際は最低限の量にした。

【服装・装備に関して】

- ・ 調査時の服装として、今回のように炎天下で行う調査の場合、本市職員であるとは一見して分かる服装であれば、必ずしも防災服を着る必要はないと感じる。
- ・ 長袖のコンプレッションインナーの上にビブスを羽織った（熱が溜まりにくく、直に日差しを受けない）。
- ・ 今回は徒歩で移動することも多く安全靴を履くことはなかった。普段履きなれた靴（ウォーキング用）を使用した。

【移動手段に関して】

- ・ 車は各班に1台用意されることが望ましい。休憩スペースとしても有用だった。
- ・ 市域全域で土砂災害が発生していたため、土砂班は市域全体をピンポイント調査する必要があったが、道路が寸断されて迂回しなければいけない場所もあり、半日で1棟しか調査できないことがあった。この点については、東広島市が公開したグーグルマップのマイマップ機能を活用した道路通行止め情報のようなものがあると助かったのではないかと思う。
- ・ 車の運転は三原市職員が行ったが、土砂等の堆積物が道路脇に山積みされ、道幅が狭くなっており、土地勘があっても運転には注意が必要だと思う。実際2件ほど接触事故があったと聞いた。

【通信手段に関して】

- ・ 各班に携帯電話（ガラケー）が配付されていたが、各班の連絡は、個人のスマートフォンを利用していたため、ほとんど利用することがなかった。
- ・ 派遣期間を通じて各種連絡を取るのに、スマートフォンのアプリ「LINE」のグループ連絡機能が便利だった。

【衛生対策について】

- ・ アルコールを含んだウェットティッシュは使用用途が限られるように感じた。汗だくになる真夏の派遣業務でもあったので、ウェットティッシュだけでなく、フェイシャルペーパー・ボディペーパー等もあると良いと感じた。

【本市の課題等】

(1) 体制等

- ・被災者の速やかな生活再建のために、家屋被害調査の迅速化を図るのであれば、財政局（市税事務所）から区役所への人員派遣を縮減し、財政局（市税事務所）で家屋被害調査を実施した方がよい。
- ・避難所支援業務から家屋被害調査への移行を可能な限り速やかに行わなければならないが、被害状況等に応じて、いくつかのパターンを想定しておく必要がある。
- ・本市で想定されている洪水・内水ハザードマップを見ると、中川区、港区の浸水被害が大きく、管轄するささしま市税事務所に集中している。こうした一部の区域に被害が集中した場合の調査体制について、昨年度の事務検討会では議題に挙がっていなかったため、今後議論していく必要がある。
- ・家屋被害調査は、家屋係の職員だけで迅速に調査を終了させることは不可能であるため、全市を挙げて行うという考え方に意識を変えなければならない。
- ・調査担当は調査のため体力を消耗するので、調査結果の取りまとめを別の担当が行う今回の三原市が構築した体制は非常によかった。体制の構築にあたっては、調査担当は調査に専念し、調査担当以外の担当が内部事務を行うようにした方がよい。
- ・調査は2人1組でメンバー固定の方が役割分担も定まるため、スムーズに調査を行えると思う。人数に余裕があれば、3人1組だと更にスムーズに行えると感じたが、4人以上だと、やることがなくなる人がいる場面があり、多くても3人1組がよい。
- ・市民の多くは各種支援の相談にあたって区役所・支所に行くと思われること、そうした市民対応に当たり区役所・支所の関係部署間の連携が必要になることから、り災証明の受付発行は区役所・支所で実施した方がよい。

(2) 調査関係

- ・越流や堤防決壊による水害は、面的に建物が被災するため、予備調査を実施して、おおよその浸水エリアを把握しておくことは、その後の調査計画の策定や調査の効率化のために重要だと考えられる。また、予備調査の結果は、地図情報として関係部署にも連携され、相互に更新するなど情報共有されることが望ましい。
- ・配付された携帯（ガラケー）は、ほとんど使用しなかった。個人持ちのスマホのアプリ「LINE」のグループ連絡機能が便利だったので、連絡ツールとして、スマートフォンか「LINE」のようなグループ連絡機能を有する携帯を配付した方がよい。

- ・ 実地調査では、戸別訪問することになるため、様々な相談を受けることが多い。総合的な相談窓口を案内できるように、お渡しするチラシが用意されるとよい。
- ・ 水害による被害の調査では、内部への立ち入りが必要となる場合が多い。三原市では、在宅率が高そうな土日に調査を行うことで平日と比べ調査件数を伸ばすことができた。本市で大規模な家屋被害調査が必要となった場合に、調査を早期に完了させるためにも、土日の調査を視野に入れるべき。
- ・ 調査票の記載方法について、班編成が変更になったときに、班ごとに記載する内容、配置図の作成の是非、記入するボールペンの色などすべてバラバラであったため、記載方法は入力処理をする職員の意見を聞きながら調整しておくべきと考える。
- ・ 今回の派遣では、水害による被害の調査票の使用にあたって、調査票（B⇒A）の書き直しが生じたが、その際、調査票からは浸水深が分からなかったのでもっとも苦労した。被害の程度を計る一つの指標となることから、調査票に項目追加して、浸水深を記録できようにした方がよい。
- ・ 内閣府の指針では、水害による被害の調査において、非木造家屋、木造・プレハブ家屋の3階建については、家屋内部の部位別に損傷度合と損傷割合及び家屋の傾斜を調査する必要があるが、本市で同様の水害が発生した場合には、被災する家屋も少なくなく、調査時間が著しく増大しかねないことから、迅速に調査を行う観点からも、外観からの調査が可能な、浸水深により判定する木造・プレハブ用第1次調査票 A（外力による一定以上の損傷あり）の使用を検討しておく必要がある。

(3) 調査用資機材

- ・ 移動手段について、利便性の観点から必要な台数の車を確保できるとありがたいが、車を駐車する場所（調査時の駐車場所を含む）の確保が難しくなると思う。近場においては、自転車等の選択肢も検討するとよい。

(4) その他

- ・ 平成 29 年度の固定資産税事務検討会（家屋部会）において、検討した家屋被害調査実施マニュアルについて、今後も定期的に見直すとともに、より具体的な内容についても言及していく必要がある。
- ・ 今回の水害にあたっては、全壊と判定しても流失していない場合は減免率 10 割を適用すべきか疑問があり、災害により被災の傾向が異なることから、減免適用の基準と損害割合の判定を地震・水害・風害・地盤被害の別に定めておく必要がある。

- ・熊本地震では、全壊・大規模半壊の判定がされた場合、その家屋は取り壊しせざるを得なかったが、今回の水害の場合、被災家屋によっては、水が引いたら、補修等を行って使いそうなので、来年度に向けて損壊評価が必要になると思う。本市においても、減免はもちろんだが、損壊評価についても、家屋被害調査結果の活用（データ連携）も検討していく必要がある。

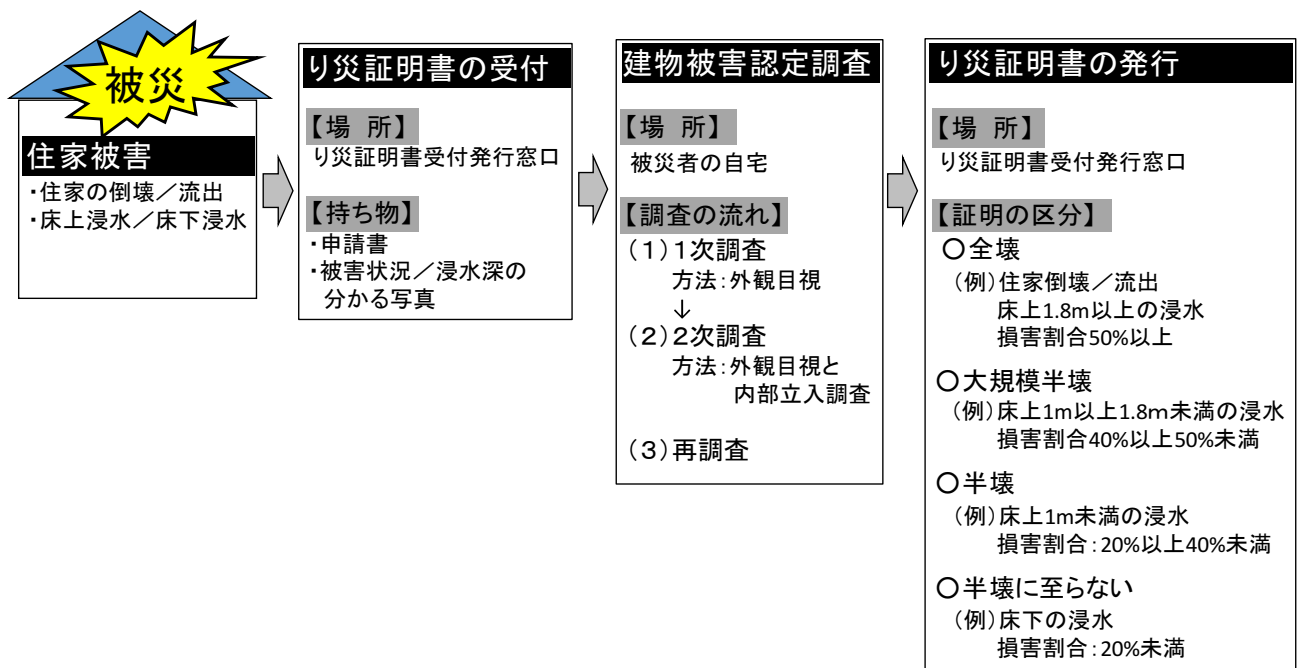
コラム3「もし自宅が被災してしまった場合、どうすればいいの」

本市で災害があり、自宅が被災してしまった場合、生活再建のための各種支援策や減免制度の適用を受けるためには、り災証明書が必要になります。り災証明書の発行を受けるためには、被災後の受付窓口においての申請が必要になります。

発災後には本市においても、り災証明書の受付窓口が設置され、り災証明書の申請を行っていただくことになります。ここでは、主に台風やゲリラ豪雨などの水害により、もし自宅や家財が被災してしまったときに、どのような流れでり災証明書が発行されるかを簡単に説明します。

下図でお示ししているように、被災した後は、り災証明書の受付発行窓口に申請に行くことが必要となります。その際には、被災状況が分かる写真をあわせて申請書に添付して提出することが必要になります。

被災からり災証明書発行までの流れ



申請後に、建物被害の状況を調査するため、建物被害認定調査班が申請者の自宅に行き、外観目視により、一見して全壊といえるかどうか、浸水深はどのくらいかを判定する1次調査を行い、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「半壊に至らない」の4段階で被災の程度を判定します。外観目視では判定ができない場合や、被災者の方が満足のいく結果ではなく2次調査の申請を行う場合には、外観目視だけでなく家屋の内部に入って詳細に傾斜、浸水深、柱などの部位を調査する2次調査を行って、被害の判定を行います。さらに、その後、再調査となるような場合もあります。

水害による被災と言っても、流水により水圧がかかって家屋が損傷し、家財や建具に土砂が付着して浸水したときの状況が確認しやすい場合と、じわじわと浸水し、家財や建具に土砂等の付着もなく時間がたったときに、浸水した状況が確認しにくい場合があります。今回の三原市の浸水が浸水地域によっては、後者に近いものでした。そのため、被災証明書の受付を行う前に、三原市は被災者に対し、浸水した状況（浸水深）等の被災状況写真をとって保存しておいていただくようお願いしていました。

もしもの時、被災状況を記録した写真は皆さんの被災状況を客観的に証明する有効な手段となります。そうした経験を本市の皆様にお伝えする機会が持てたのも、今回の被災地支援の一つの意義といえるでしょう。

○三原市から被災者への案内文（一部抜粋）

市では被災（^{りさい}罹災）証明書交付のための建物の被害調査を行います。

この被害調査の前に、建物の撤去や修繕工事を実施する場合は、後日の被害認定ができるように、被害状況の写真を出来るだけ多く撮影していただき、保管しておいてください。また、工事に係る業者の見積書や領収書などの保管もお願いします。

被災（罹災）証明書交付等の詳細につきましては、決定次第お知らせします。

【写真撮影の例】

●浸水の深さ



※深さが分かるよう、目盛の拡大写真もお願いします。

●地盤の流出、陥没等



※写真の出典先 内閣府（防災担当）のホームページ「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」

※床上浸水の場合は、必ず浸水の深さが分かる写真を撮影してください。

5 避難者及び物資供給に関する調整支援

5.1 避難者に関する調整支援

三原市においては、日々発生する様々な課題への対応に時間や労力が割かれ、今後の避難所運営や物資供給といった被災者支援に関して、方針を検討する余力がない状況でした。それは、本市からの派遣職員だけでなく、三原市職員も感じていた課題でした。そこで、そうした被災者支援の今後の方針について検討・調整することを目的とした職員派遣を提案したところ、三原市からは是非お願いしたいという要請があり、本市職員を支援員として現地に派遣しました。

到着時点で、今回の支援の中心となる部署である三原市保健福祉部社会福祉課は、災害対応業務（具体的には、避難所運営の統括、物資調達・供給に関する調整・対応、生活再建に係る見舞金等事務の準備等）が集中し、業務量がピークとなっており、それぞれの業務について問題意識はあるものの個別対応で手いっぱいの状況でした。

発災から 1 カ月程度経過し、三原市において、物流や水道といったインフラも復旧が進み、みなし仮設住宅（民間住宅）の受付を開始するなど生活再建に関する支援制度も整ってきたことから、本市からは、7 月 27 日（金）～31 日（火）までの 5 日間、今後の避難所運営に係る集約や閉鎖、物資供給の収束の検討を進める支援を行いました。

<三原市役所の体制(関係部署のみ)>

部	課	担当する災害対応業務
危機管理監	危機管理課	災害対策本部会議の運営、全体調整
保健福祉部	保健福祉課	保健師による避難所巡回
	社会福祉課	避難所とりまとめ 物資調達・供給 援護金事務
都市部	住宅対策課	住宅提供、応急修理の受付 仮設住宅の建設調整
各 部		担当施設の避難所運営

<住宅提供状況>

申し込みは概ね 7 月 20 日（金）～22 日（日）の期間で実施され、②に関しては、7 月 26 日に行われていました。

①民間賃貸住宅の借り上げによる提供(約 170 戸)

広島県が宅建協会との協定に基づき提示した約 170 戸の民間賃貸住宅。2 年間家賃無償で、その後引き続き、契約することも可能。みなし仮設住宅なので、必要な家電等も供給される。ただし、契約されると随時対象物件は減るので、情報については住宅対策課への問い合わせが必要。

②市営住宅(27室)・県営住宅(8室)・県教職員公舎(2室)

区 分	募集数	使用期間	応 募	使用期間後
市営住宅	27 室	1 年	世帯状況問わず	入居資格を満たす場合のみ正式入居へ移行可
県営住宅	8 室	2 年	平常時と同様に世帯人数等	
県教職員公舎	2 室	2 年	により応募できる住宅を限定	

※市営住宅に当選はしたが、家電等の供給がないため辞退し①を契約する人もいる状況

③仮設住宅

沼田西町惣定のあやめヶ丘団地の一角に約 30 戸（木造・間取りは 1DK、2DK、3K の 3 タイプ）を建設。9 月初旬に入居できるよう 8 月末の完成予定。

※住宅提供の対象物件に関する共通事項として、無償で住むことに対する近隣住民の目を考慮し、あまり公にはしておらず、どのような物件があるかその都度問い合わせや市役所訪問が必要となっていた。

5.1.1 到着時の状況及び課題

到着時（7 月 27 日（金））の各避難所の避難者数については、発災から一定期間経過したことから大きな変動は少なくなっている状況でしたが、到着時点で市営・県営住宅の申し込み期間が終了し、みなし仮設住宅の申し込みも進んできたことから、避難者のさらなる減少が見込まれるところでした。そうした申込状況や具体的な避難所避難者の状況を把握するため、7 月 19 日（木）前後に各避難所で避難者へ「避難者個別カルテ」を配布し、避難者自身に記入いただいて一覧表としてデータ作成まで完了している状況でした。

主な課題としては、以下の 2 点でした。

＜主な課題＞

- 関係部署の連携による避難者の情報共有体制の構築及び避難者の状況把握
- 避難所の集約・閉鎖の方向性の検討

一つ目の課題は、関係部署の連携による避難者の情報共有体制の構築及び避難者の状況把握があげられます。各避難所の運営については、保健福祉部内各課及び施設管理担当部の教育委員会事務局が担当し、各所属の職員を各施設に派遣していました。避難者数の報告については、避難所総括担当の社会福祉課ではなく、危機管理課にあげられていたため、詳細な内容を社会福祉課が把握していない状況でした。

また、避難所のとりまとめを担当する社会福祉課、保健師による避難所巡回をしている保健福祉課、避難所当番職員を派遣している各課において、それぞれが把握する避難者の情報について共有がなされていなかったことから、効果的な支援のためには、各部署間の情報共有を進めていく必要がありました。

二つ目の課題は、今後の避難所の集約・閉鎖の方向性を決定していく必要があったことです。検討にあたっては、既に7月19日（木）時点とは避難者数が大きく変わっており、また7月20日（金）以降にみなし仮設住宅の申込結果が出ることでなっていたため、個々の避難者の具体的な生活再建の見通しを把握するためには、避難者に対してヒアリングを行う必要がありました。

<到着時の避難所開設状況>

施設名	避難所指定	避難者数(人)					
		7/19	7/22	7/23	7/24	7/25	7/26
福地公民館	×	11	11	10	9	9	10
沼田西小学校	○	13	13	12	12	13	12
沼田西町民センター	×	5	閉鎖				
本郷生涯学習センター※	○	37	39	34	53	40	45
北方コミュニティセンター	○	10	7	7	4	6	6
金売集会所	×	26	9	9	9	9	7
船木ふれあいセンター	○	23	宿泊は本郷生涯学習センター				
船木茅田老人集会所	○	7	7	7	2	2	2
河頭生活改善センター	×	5	5	5	5	5	5
白竜湖シャンテ	×	3	3	3	3	3	3
計		140	94	87	97	87	90

※ 7月24日（火）の避難者数の急増は、船木ふれあいセンターから本郷生涯学習センターへの避難者の移動があったため

5.1.2 調整支援の内容

【1日目】7月27日（金）

三原市役所到着後、関係部署との顔合わせ後、社会福祉課と現状について情報共有を図りました。

避難所に関しては、到着時点で、社会福祉課は避難所避難者へ「避難者個別カルテ」を配布・回収しており、避難者に関して一定の情報を収集していましたが、7月26日（木）には個別に避難者からヒアリングを実施していました。しかしながら、今後の避難所の集約や閉鎖といった方向性については、十分に検討はされていませんでした。また、物資供給についても避難者のニーズへの対応に手いっぱいであり、打ち切りのタイミングやその考え方については検討が進んでいませんでした。

そうした現状を踏まえ、避難所避難者へのヒアリングのため三つの避難所（茅田老人集会所、沼田西小学校、本郷生涯学習センター）を訪問して、ヒアリングを行いました。その結果として、避難者は日中不在の方が多かったことに加えて、事前情報として「避難者個別カルテ」の内容はあったものの、基本的には一から避難者の話を聞く必要があり、時間がかかるため、全員分の情報把握を進めるためにはマンパワーが必要になることがわかりました。そのため、住宅支援の担当部署である住宅対策課と調整し、翌日は合同で他の避難所を訪問することとしました。

【2日目】7月28日(土)

この日は台風が接近しており、社会福祉課と協議し、社会福祉課、住宅対策課、名古屋市派遣職員合同での避難所避難者のヒアリングを中止し、本市派遣職員チーム単独で訪問することにしました。二つの避難所（河頭生活改善センター、白竜湖シャンテ）を訪問し、避難者が在所していたためヒアリングが実施できました。午後3時には夜間から明け方に台風が接近・通過するという予報に基づき、避難準備・高齢者等避難開始が発令されたため、台風対応の情報も把握しつつ、2日間実施した避難所ヒアリングの状況や個別カルテや既存の避難者一覧を踏まえ、今後の方針や必要な情報の取りまとめ方法・様式を検討しました。

避難情報の発令に伴う動きとしては、既存の避難所のうち浸水想定区域の施設は避難所を閉鎖し、その閉鎖に伴い避難者を別の避難所へ移送しました。移送先で元々の避難者がいる場合には、避難者間の避難スペースの利用調整などの対応を進め、17施設が避難所開設（うち既存は3施設）されました。

【3日目】7月29日(日)

台風の影響から、波浪警報・暴風警報 [1:04]、大雨警報（土砂災害・浸水害）[4:10]、避難勧告発令 [5:00]、避難指示 [8:00] と避難情報等が発表され、避難者も300人を超える状況でした。

その後、大雨警報（土砂災害・浸水害）解除 [13:39]、避難指示解除 [14:00] を経て、避難所が閉鎖され、概ね台風接近前の避難所開設状況に戻ったため、改めて、社会福祉課と打ち合わせを実施し、『①避難所避難者の効率的な把握及び今後の支援内容決定の進め方』や『②避難所外避難者（在宅避難者）の把握及び支援』の二点について提案し、社会福祉課と方向性について合意しました。

まず、『①避難所避難者の効率的な把握及び今後の支援内容決定の進め方』については、避難者のリスト化（「避難者個別カルテ」をベースに避難所当番職員が詳細な情報を落とし込み）⇒関係部署（住宅支援、被災（り災）証明、職員巡回等）の情報の落とし込み⇒避難者のニーズ等に基づき、関係部署職員によるチームでヒアリングし、今後の支援内容の方向性を決定するというスキームとしました。

『②避難所外避難者（在宅避難者）の把握及び支援』については、保健師の巡回や避難所当番職員（避難所での食糧配付時等）により把握した情報をリスト化し、今後対応した際には、必要な支援の有無等をヒアリングするスキームとしました。

【4日目】7月30日(月)

D－H E A Tとして三原市へ派遣されている保健師に加え、広島県、東京都等から派遣の保健師チーム、本郷生涯学習センター常駐の災害支援ナースと情報共有、連携の可否について打ち合わせを行いました。

各団体の活動内容としては、保健師支援チームは、エリア毎に戸別訪問し健康状況や簡易的な今後の生活の見通しをヒアリングしており、災害支援ナースは、最大の避難者が生活している本郷生涯学習センターに 24 時間常駐し、避難者別にカルテを作成、定期的に避難者に声掛けを行っていました。特に災害支援ナースは 24 時間常駐していることから、日々避難者と顔を合わせており、避難者の生活リズムや状況についても既に詳しく把握していました。

他にも様々な団体が避難者（在宅含む）に対して同様の内容のヒアリングを別個に実施していたため、各団体と連携した情報共有が進めば、効果的に避難者への支援が進むのではないかと考えました。そこで、各団体に、現状のヒアリング内容に加えて、今後の生活再建に関する意向及び必要な支援内容などを併せて確認していただけるか提案したところ、三原市から指示をもらえれば現場レベルでは対応可能ということでした。

その後、本郷生涯学習センターの避難所当番職員にヒアリングを実施したところ、この避難所では避難者一覧を作成、外出する際には当番職員へ声掛けする運用となっているなど、管理が行き届いている状況でした。

それらの内容を社会福祉課に共有し、基礎データの作成は、避難所避難者は名古屋市、避難所外避難者は保健師支援チームで実施、その後の聞き取りについて、保健師支援チームは避難者外避難者（主に在宅避難者）、避難所（本郷生涯学習センター）は災害支援ナース、避難所（本郷生涯学習センター以外）は市保健師で行うことを、三原市側に提案しました。

訪問できていない避難所（本郷生涯学習センター、金売集会所）において、避難者ヒアリングを実施しました。また、避難所外避難者への対応方針も検討するため、避難所外避難者リストの様式や船木ふれあいセンターでの食糧配付名簿の入力により検証を進めました。その後、夜になって避難所に戻る避難者のヒアリングのため、再度避難所を訪問しました。

D－H E A T…災害時健康危機管理支援チーム（Disaster－Health－Emergency－Assistance－Team）。地震、津波、台風等の自然災害発生時に、被災自治体の保健所業務を支援し、避難生活を送る方々の健康管理をサポートする公衆衛生の専門家チーム。厚生労働省の要請に基づき千葉県は広島市へ派遣。4名でチームを構成しており、医師1名、保健師1名、薬剤師1名、事務職員1名。

保健師支援チーム…D－HEATや広島県、東京都、新潟県、宮崎県から派遣された保健師がチームとなり、被害の甚大な地域について各戸をローラー形式で巡回し、健康状況などのヒアリングを実施。

災害支援ナース…広島県から災害支援ナースが本郷生涯学習センターに 4 日間単位で派遣され、24 時間常駐し、本郷生涯学習センターで避難所生活を送っている避難者と顔の見える関係を構築。

【5 日目】 7 月 31 日(火)

現状の避難所避難者一覧、今後使用する避難所外避難者一覧表（避難所に食糧のみ取りに来る人一覧）の様式（案）及び名簿記入したものを作成しました。

社会福祉課と打ち合わせを行ったところ、災害支援ナースや派遣保健師、市保健師巡回での聞き取りという仕組みを採用することについて、社会福祉課と保健師所管の保健福祉課として決定していました。また、避難者から聞き取りを行う中で、家の片付けで困っている方がいれば、電話番号を聞いて、災害ボランティアセンターから避難者に連絡しもよいかどうかを確認するまでを、一連の避難者への聞き取り手続きとして行いたいという相談がありました（翌 8 月 1 日（水）の災害対策本部で決定）。

相談の背景として、片付けをしている人は相当数いるにも関わらず、災害ボランティアセンターには 1 日 2～3 件の依頼しか入っておらず、災害ボランティアセンターを案内しても連絡しない方も多かったためです。この状況を改善するため、災害ボランティアセンターから片付けが必要な避難者に直接連絡をとるという積極的な支援体制を構築して、片付けが進むようにしたいという狙いがありました。

これらを踏まえ、災害支援ナースと保健師支援チーム担当者へ連絡し、それぞれの団体から了承（市保健師は保健福祉課内で内部調整）が得られたため、現場では可能なところから運用を開始することとしました。

避難所外避難者については、保健師支援チームに対して、避難所で把握している避難所外避難者（避難所外から、必要な支給物資を受け取りに来る人）のリストを提供し、保健師支援チームが巡回で得たリストとの情報の組み合わせ作業を依頼し、今後は保健福祉課を中心に管理し、必要な支援ニーズにあわせて担当部署につないでいく体制としました。

以上のように、社会福祉課、保健福祉課、保健師支援チームなど、第一線の支援を担う現場レベルにおいて、避難者の立場にたった有効な支援の仕組みを整理することができました。

5.1.3 調整支援による成果

今回、避難所や物資供給の在り方についての方針検討という使命をもって、三原市へ派遣され、三原市の状況調査を行い、明らかになったことは、以下の 2 点が避難所や物資供給の締めくくりに大きな壁となっていたということです。

- 市民から挙げられる個別の要望への対応に追われ、避難者全体の生活再建について、効率的かつ効果的な検討及び対応ができていないこと
- 在宅避難者（一階は浸水して炊事不可だけど寝るのは二階など）の状況が把握できず、漠然とした不安があること

このことから、次のように、対応策を三原市や各支援団体と整理し、最終的に改善策として以下の提案を行うことができました。

避難所避難者については、一度聞き取り作成した避難者個別カルテを、改めて一覧にとりまとめて避難者一人一人への対応状況まで全て記載することを提案しました。また、三原市に不安を抱かせていた漠然とした「見えない避難者」であった在宅避難者については、例えば、避難所に物資を取りに来たとき、又は保健師が巡回する機会を活用して、在宅避難の事実が判明した場合に、各種活動の情報を横断的に一括で取りまとめて「可視化」することを提案しました。

それにより、第一段階として必要な避難所及び在宅の避難者がそれぞれ何に困っているのか、どういった支援が必要であるかの情報を把握することが可能となります。その後の第二段階としては、支援が必要である方々に対して、各部署からフォローに繋げていくことが重要になります。

避難所避難者及び在宅避難者への聞き取りの方法としては、様々な部署の職員が何度も行き、同じようなことを別個に聞き取る非効率な状況でしたが、必要な情報を一度にまとめて聞き取り、部署間で情報共有を行うという方法を提案することで、効率的な支援につなげることができました。

その実現を可能にしたのは、一つは、行政組織に問題視される縦割の動きであった活動について、災害時に柔軟かつ弾力的な運用により、避難者の生活再建第一とした目的に向かったプロセスを組織間に横串をさして横断的に考えられたことです。また、二つ目は、同一の目的に向かう人たちの気持ちと活動が一体となったことです。例えば、重要なポイントとしては、保健師や看護師の方々の協力があげられます。今回は、D－H E A Tの方と偶然にも情報交換する機会があり、保健師等が巡回するなかで私たちが聞きたいこと（今後の生活の見込み（直接的に言えばどうすれば避難所を出られるのか））を聞き取っていただけたことが、本市からの提案を後押しする鍵となりました。

私たちが引き上げた後にも、このことが保健師を統括する三原市保健福祉部において組織的に浸透し、上記の支援方法が各保健師に指示され、効率的な支援につながっていくこととなります。

以上のことから、今回は三原市の状況をふまえて避難所や物資供給を考えるための壁を乗り越えるため、「避難者の可視化」及び「効率的なフォロー方法の具体的な手法」を調整し、提案できたということが今回の成果といえます。

○参考① 三原市への提案資料「避難者対応に関する今後の進め方について」

提案

300730 名古屋市作成

避難者対応に関する今後の進め方について（案）

避難所当番職員や保健師、支援ナース等へのヒアリング、現地見学を踏まえ、避難者対応に関する今後の進め方について以下のとおり提案します。ヒアリング等を行った中では、以下の内容について現場レベルでは十分に対応可能であると聞き取っています。

1 内容

避難者一覧、避難所外避難者一覧を作成し、保健師、支援ナース、避難所当番職員、住宅対策担当にて共有し、それぞれの聞き取った情報は同一の一覧を随時更新する。

（1）現状の把握（基礎資料の作成）

区 分	担 当	内 容
避難所避難者	社会福祉課 (名古屋市応援)	・「避難者個別カルテ」の情報 ・避難者へのヒアリングの情報
避難所外避難者 (主に在宅避難者を想定)	保健福祉課 ＋ 社会福祉課 (名古屋市応援)	・保健師が巡回して聞き取った情報 ・避難所避難者以外の食糧配付希望者の情報

※避難者一覧は同一の様式を用い、通番で管理する

（2）避難者への聞き取り

効率的にかつ避難者への負担を軽減するため、聞き取る内容を整理したうえで、避難者の意向や今後の生活再建について、以下の担当が各業務のなかで聞き取りを行う。

ア 追加する聞き取り内容

豪雨直後の自宅の状況、現在の自宅の状況、被災証明の申請状況、今後の意向（帰宅、応急仮設住宅、市・県営住宅、民間みなし仮設住宅、その他）等

イ 避難者別聞き取り担当

区 分	担 当
避難所避難者 (本郷生涯学習センターを除く)	避難所を巡回する市保健師
避難所避難者 (本郷生涯学習センター)	支援ナース (本郷生涯学習センター24時間常駐)
避難所外避難者 (主に在宅避難者を想定)	保健師支援チーム

2 対応

1で聞き取った内容は関係部署へ引き継ぎ、それぞれの担当部署が個別に対応する。(例：住宅の確保は…住宅対策課)

93

○■■■小学校

O.O.C時点

※ 1: 婦宅、2: 市・県営、3: 民間みなし、4: その他

○■■中学校

O.O.C時点

※ 1: 帰宅、2: 市・県営、3: 民間みなし、4: その他

[illegible]

64

[illegible]

5.1.4 その後の状況

派遣期間終了後の状況について、三原市に確認したところ以下の内容でした。

【避難所避難者】

避難所避難者の把握・支援については、本市から提案した災害支援ナースと市保健師を中心とした生活再建に関する内容を含むヒアリングが実施され、効率的な体制が確立したということです。また、保健師と事務職のペア3チームで、固定メンバーによるヒアリングを定期的に行い、避難者が残り4世帯13人となった10月13日（土）に社会福祉課から食事の支給を10月21日（日）で終了することを伝えたということです。その後、1世帯が退所、残りの3世帯の退所の目処が立たないため、ほぼ毎日訪問と電話を行い、現状把握及び11月11日（日）を退所目標とした支援を行い、11月12日（月）には本郷生涯学習センターで避難生活を続けてきた3世帯8人の住民が、修復した自宅に戻ることができ、避難所を閉鎖したということです。

避難所の集約・閉鎖においては、同等の被害状況にあっても在宅生活されている被災者もいるなど、被災者の置かれる状況の違いを理解しながら対応することに苦慮したということでした。避難所に残られた避難者の実情としては、被害程度は軽い床下浸水だが応急修理が完了しない方や、自宅は借家で帰宅できる状況にあるが転居も可能だが何らかの理由で退所できないといった方だったということです。その他にも、避難所の集約・閉鎖に時間を要した理由としては、業者不足により修理に時間がかかったことに加えて、被害状況からすれば、みなし仮設住宅等を選択すべきだった被災者が応急修理を選択したり、応急修理でなく本修理を申し込んだため時間を要したなど、支援制度の丁寧な説明により改善が可能な点があったということです。

【避難所外避難者】

派遣保健師の集約した情報に加えて、避難所外避難者の詳細な情報を把握するため、8月以降は、社会福祉課、保健医療課、社会福祉協議会（ボランティアセンター）、地域支援者でチームを組み、浸水被害の大きかった地域の全戸訪問を行ったということです。その際、地域支援者の協力（同行）が得られた地域については、スムーズな実施が可能でしたが、得られなかった地域は訪問範囲が絞れず、非効率的な調査になってしまったということでした。

把握した避難所外避難者からのニーズで最も高いものは金銭支援に関する情報で、土砂等除却のための車両や高圧洗浄機もニーズが高かったため、市でレンタルしたものを社会福祉協議会が管理しながら提供していたということです。また、物流は回復していましたが、夏期ということもありスポーツドリンクの要望が多

く、その他、弁当の支給や支援物資の提供、ボランティア支援等の情報提供を行ったとのこと。

私たちが派遣されていた時期にも課題となっていた避難所での物資（弁当）の支給については、受給者の詳細を把握するため、氏名・住所・連絡先・車所有の有無・再建状況や困り事を記入する申込書を提出していただき、リスト化し支給管理し、最終的には、受給者の状況や食料流通が完全回復していることを踏まえ、8月20日（月）に個別に電話連絡し、8月31日（金）に終了することになったということです。

避難所避難者についても共通していることですが、平常時から、市役所内部や社会福祉協議会、地域住民との連携や仕組みが構築されていれば、効率よく迅速な対応ができたということを伺いました。

○派遣期間終了後の避難所開設状況

○保護期間終了後→避難先/閉鎖状況

施設名	避難者数(人)								
	8/1	8/10	8/20	9/1	9/15	10/1	10/15	11/1	閉鎖日
福地公民館	6	5	閉鎖						8/18
沼田西小学校	12	8	5	閉鎖					8/26
沼田西町民センター	閉鎖								
本郷生涯学習センター	38	31	20	27	19	12	11	8	11/12
北方コミュニティセンター	6	5	5	閉鎖					8/24
金売集会所	6	5	2	閉鎖					9/1
船木ふれあいセンター	—	—	—	—	—	—	—	閉鎖	10/31
船木茅田老人集会所	2	2	0	閉鎖					8/21
河頭生活改善センター	4	閉鎖							8/10
白竜湖シャンテ	3	閉鎖							8/10
合 計	77	56	32	27	19	12	11	8	

5.2 物資供給に関する調整支援

今回の支援の一つに、発災後、十分に機能していなかった三原市の物資供給の仕組みを改善するために行った物資供給の調整支援があります。この支援は、先遣隊が三原市に派遣されて、現地の状況確認を行った結果、支援が必要と感じ、7月11日（金）の三原市長等との意見交換を通じて提案を行ったことに端を発して行ったプッシュ型の支援です。

5.2.1 発災後の物資供給の状況

物資集配拠点とは、国や他都市、また企業や個人からの支援物資を一旦集める場所で、そこで各避難所に仕分けして、配送するというようなまさに集配の拠点となる場所です。

三原市の場合は、市有施設である三原市武道館が物資集配拠点でした。そして避難所等からの物資のニーズの聞き取りや、武道館での物資の出入管理、仕分け作業などは全て市職員が行い、実際に私たちの先遣隊が三原市の職員に案内され、状況確認を行ったときにも約20名の三原市職員が一生懸命手作業で物資の仕分けをしていました。

また、三原市は物資の配送先を「避難所と福祉施設」としており、この集配拠点からの配送についても市職員が公用車等で対応していたというのが状況でした。

○ 三原市武道館における物資の状況



5.2.2 物資供給の課題

三原市武道館は通常の市営施設であり、もちろんフォークリフト、かご車などの物資を搬入出するための資機材はありません。また市職員には物資管理や仕分けなどを効率的に行うノウハウもなく、とにかく多くの職員の人手をとられ、そしてその職員も疲弊しながら作業を行っているという状況でした。

その結果、集配拠点に多くの物資があるのですが、三原市として、その種類や量を把握しきれず、また、避難者からのニーズに基づいた迅速な仕分けや配送もできずに多くの物資が滞留していたという状況でした。

状 況

- ・三原市武道館を物資集配拠点として開設
- ・避難所等からの要望聞き取り、物資出入り管理、仕分け作業等は全て市職員対応
- ・配送先は避難所及び福祉施設であり、配送作業は市職員が公用車等で実施

課 題

- ・三原市武道館にはフォークリフト、かご車などの資機材がない
 - ・市職員に物資管理や仕分けなど物流に関するノウハウがなく、人手もない
- ⇒物資集配拠点に集積されている物資の種類や量を把握しきれず、また、ニーズに基づく迅速な仕分け、配送もできず、多くの物資が滞留

5.2.3 調整支援の内容

これらの状況を踏まえ、本市が提案したのは、民間物流事業者の活用です。

具体的には、主に以下の物資供給に関する業務を丸ごとパッケージで委託することです。

- ・民間物流センターの施設を市の物資集配拠点にすること
- ・避難者からの物資ニーズを聞き取り、それを集約すること
- ・物資の数量や種類などの管理や各避難所、福祉施設等への配送をすること

これはやはり物流のことは日頃から物流をどう効率的にまわすかを考えているプロに任せるべきということで、本市でも災害時に実現できるよう民間物流事業者と調整を進めている取り組みであることから三原市に提案させていただきました。

三原市としてはこれまで大きな災害もなく、災害時の物資対応について考える機会もなかったことから、パッケージでの委託の発想はなかったということで、早速調整に入っていました。

本市から提案内容

民間物流事業者の活用

- ・民間物流センターの物資集配拠点化
- ・避難者からの物資ニーズの集約
- ・物資管理及び各避難所等への配送



民間物流事業者
へ全て委託

しかし、三原市と物流事業者との調整もなかなかスムーズには進みませんでした。結果として、本市からの提案後に、三原市の担当者から「パッケージ委託について調整が付きませんでした。」という連絡がありました。

それを受けて、本市職員から名古屋で日頃からよく話をしている別の物流事業者の担当者と電話をして「今、名古屋で発災した際に考えているようなパッケージ委託を三原市で実現してほしい。」旨を依頼しました。その結果、「中国地方の担当は別になるから確実には言えないが、実現するように動きたい」旨の回答をいただき、中国地方の担当者に話を通してもらいました。本市職員が、紹介頂いた担当者と話をして調整を開始し、その後も三原市、名古屋市、物流事業者の三者で打ち合わせを重ねた結果、パッケージ委託の実現に至りました。

ここで一番学んだことは、日頃から話をして「顔の見える関係」を作っておくことが大切ということです。三原市が最初に調整を行った物流事業者について、あとで分かったのですが、「断ったわけではなく、すぐに判断できなかった。」というだけであり、その辺りのニュアンスは普段から話をしている関係ならば伝わったのかもしれないかもしれませんでした。形式的ではなく、実質的な関係作りは今後も意識する必要があることを強く認識しました。

5.2.4 調整支援による成果

物資供給のパッケージ委託の具体的な内容としましては、①物流事業者の物流センターを300坪程度借りて三原市の物資集配拠点として、三原市武道館に集積されていた物資を全て物流事業者にてそこに移動させ、物資管理をしてもらいました。さらに②民間物流事業者内にコールセンターを設置して、そこで各避難所や各福祉施設などの物資ニーズを把握して集約してもらいました。

また、③ニーズのあった物資について、集配拠点にないものがあつたときは、三原市に確認のうえ、物流事業者が直接購入して避難所等に運んでもらうこととしました。そして④避難所や福祉施設への配送についてももちろん委託しました。

具体的な実現内容

- ・民間物流センターを物資集配拠点とし、三原市武道館にあつた物資を全て移動
- ・民間物流事業者内にコールセンターを設置し、当事業者にて各避難所や福祉施設からのニーズを把握・集約
- ・ニーズのあつた物資のうち、物資集配拠点にないものは市に確認のうえ、民間物流事業者が直接購入
- ・民間物流事業者が避難所、福祉施設へ物資の配送



また、避難所ニーズ把握という点で物流事業者とパッケージ委託の調整をしているときに、国から物資ニーズの発信や集約のためのタブレットを支給するという話が広島県を通じてきました。しかし、様々な話を聞く中で、以下のような理由からそれは断りました。

タブレットを活用しなかった理由

- ・タブレットは避難所のみには配備できるというルールがあり、三原市が物資供給したい社会福祉施設にはおくことができないという運用であったこと
- ・タブレットで集約した情報は県職員が人力で管理することになり、結局時間がかかること
- ・タブレットで集約した物資ニーズに基づいて、県が発注・手配し、供給することとなるため、三原市に保管されている大量の物資については生かされなくなってしまうこと

【効果】

民間のスペース、資機材、人員、ノウハウを活用することで、市職員の負担が格段に軽減し、行政としてやるべき他の事業に力をシフトすることができました。また、市民にとってもニーズに即した迅速な物資提供が可能となりました。

【課題】

物資集配拠点とした民間物流センターは、被災状況や交通の便を考慮して、三原市から距離で約 85 キロメートル、車で一時間半弱くらい離れた場所としました。

しかし、その後、台風の接近により、三原市に避難勧告が発令されるということで追加の毛布が必要になりました。なお、毛布は今回の西日本豪雨対応の際のものが大量に残っているので、それを活用すれば良いところなのですが、実際に保管されているのが約 85 キロメートル離れた遠方であることから、台風による土砂災害のリスクもあり、物流事業者では運搬できない状況でした。その結果、あらためて広島県を通じて毛布を調達し、三原市武道館に集積させて、市職員が搬出入から避難所への輸送まで行うという作業が発生しました。やはり民間の物流事業者は安全管理が徹底しており、従業員に無理をさせられないところもあるので対応は困難であることは理解できますが、災害が重なる場合の対応もしっかりと考えておかねばならないということと拠点の場所は近いところにしておかないと柔軟な対応は難しいことを痛感しました。

私たちとしても委託を提案した責任もありますので、台風に備えて毛布を運ぶ作業を三原市職員と一緒に行いました。そのときの状況を踏まえても、やはり職員が手作業でやるのはあまりに非効率であり、物流事業者への委託という判断は間違いではなかったと感じましたが、やり方は考える必要があると感じました。

5.2.5 その後の状況

派遣期間終了後の状況について、三原市から聞き取りを行いました。物流事業者でも在庫管理が不十分なところもあり、当てにしていたものが必要時にないということがありましたが、改善策を三原市と物流事業者で考えながら8月末の終了を目標に進めたとのことでした。また、想定外の業務として、在庫となった物資を整理する際に1か月の処理期間と一時保管場所の確保が必要となり、人員の確保と費用が掛かるなどの課題もあったということです。

これらのことから、物資供給について委託することは効果的ではあるものの委託業者に任せきりではなく、締め方も含めて早い段階から調整を行い、委託業者にてできる作業は早めに進めておく必要があることをあらためて強く感じました。

物資供給終了のタイミングについては、個々の避難者の状況や支援物資の在庫状況等を踏まえた検討となりましたが、最終的には8月末に終了することができたとのことでした。物資供給の終了後に拠点にあった物資は、北海道胆振東部地震の被災地である北海道厚真町への供給や、フードバンク、こども食堂、社会福祉協議会のこども支援事業などでの有効活用により払い出したということです。

○本市の支援に対するお礼のため、三原市の天満市長が本市の河村市長を表敬訪問したときの様子（平成30年12月25日）



三原市からの寄稿

三原市では、7月5日の早朝からの豪雨により市内全域で甚大な被害を受けました。

7月6日には大雨特別警報が発表され、過去に経験したことがないほどの豪雨で8名もの尊い命を失い、家屋等の被災、市内全域での断水、主要道路の通行止め等により、多くの市民が困難な生活を強いられました。

災害発生当時、南海トラフ地震に備えて住家被害認定調査対応マニュアルの作成に着手していましたが、作成途中での被災となりました。

住家被害認定調査は発災後1週間程度で調査準備を行い、1ヶ月以内に調査を完了させる必要がありますが、発災直後は職員不足から担当任務外の避難所設営等にも従事せねばならず、また、崩落等による通行止めで被害状況の把握も出来ない中、限られた職員で準備を進めていました。

調査を実施する上で最大の問題点は調査に必要な人材の不足で、本市においては合併前の平成13年3月24日発生の芸予地震を経験しておりますが、その際に調査を経験した職員は資産税課には一人しかいない状況でしたので、貴市からの職員派遣のお話を聞いたときは、これで何とか調査が出来るとの安堵感と深い感謝の念を今でも覚えています。

職員派遣の事前協議では、名古屋市税務部固定資産税課長の川村様と主査の秋田様から、調査方法など親切丁寧なご指導をいただき、また、不足する調査機器等もご持参いただけるとのことで大変心強く感じました。

川村様のご指導のもと調査に係る実施計画などの事前準備も着実に進み、7月17日からは現地調査を開始することが出来ました。

また、断水によりトイレの使用もままならず、連日の命に関わる危険な暑さと休憩が取れない状況の中で、肉体的、精神的にも限界に近い状態であったにもかかわらず、第1次派遣隊及び第2次派遣隊の20名の隊員の皆様には献身的に調査にご協力いただきましたこと、副市長の堀場様からの労いと激励のお言葉をいただいたことに対しまして、本市職員も心に期するものがあつたと思います。

お陰をもちまして、当初の予定通り8月13日から罹災証明書の交付を開始することが出来、住家被害認定調査に対する再調査申請も調査棟数の0.7%（20件強）と想定よりも大幅に少なかったことも、ひとえにご指導、ご協力を頂いたお陰と感謝しております。

その上、固定資産税の減免対象となる非住家の被害調査にもご協力いただいたことにより、10月2日からの減免申請受付もスムーズに行なうことが出来ました。

今回の貴市からの人材・資材両面からのご支援には感謝の言葉が尽きませんが、今回の経験を糧とし、市民と一丸となって復興に取り組んでまいりますので、今後も変わらぬご支援とご教示をお願いいたします。

末筆ながら、貴市の今後益々のご発展と派遣いただきました皆様のご健勝を祈念いたします。

平成31年1月
三原市財務部資産税課
課長 川口 勝仁

6 本市が行った各種支援概要

(1) 緊急消防援助隊（消防局）

派遣人数：延べ 132 名（派遣部隊数：24 隊）

派遣先：岡山県倉敷市真備町^{まびちょう}

派遣期間：7 月 6 日（金）～7 月 12 日（木）

派遣枠組：消防組織法 消防庁長官からの出動の指示

(2) 飛騨川上流域の被害状況調査（上下水道局）

派遣人数：3 名

派遣先：岐阜県下呂市

派遣期間：7 月 8 日（日）～7 月 10 日（火）

派遣枠組：公益社団法人日本水道協会中部地方支部 災害時相互応援協定

(3) 被災地との連絡調整（防災危機管理局、財政局、上下水道局）

派遣人数：延べ 30 名

派遣先：広島県三原市

派遣期間：7 月 9 日（月）～8 月 1 日（水）

活動内容：被災地における支援活動にかかる情報収集

現地との調整・協議等

水道施設被害調査等

派遣枠組：指定都市市長会行動計画（被災市区町村応援職員確保システム）等

(4) 被災者の健康相談等（健康福祉局）

派遣人数：保健師 7 名、業務調整担当 5 名

派遣先：広島県呉市

派遣期間：7 月 12 日（木）～8 月 2 日（木）

活動内容：被災者の健康相談・健康チェック等

派遣枠組：厚生労働省からの要請

(5) 応急給水活動等（上下水道局）

派遣人数：5 名

派遣先：広島県呉市

派遣期間：7 月 12 日（木）～7 月 19 日（木）

派遣枠組：公益社団法人日本水道協会からの要請

(6) 建物被害認定調査（財政局）

派遣人数：20 名

派遣先：広島県三原市

派遣体制：（第 1 次隊）7 月 16 日（月）～7 月 24 日（火） 10 名

（第 2 次隊）7 月 24 日（火）～7 月 31 日（火） 10 名

派遣枠組：指定都市市長会行動計画（被災地区町村応援職員確保システム）

(7) 被災（り災）証明書受付発行業務（各局室）

派遣人数：22 名

派遣先：広島県三原市

派遣体制：（第 1 次）7 月 17 日（火）～7 月 24 日（火） 11 名

（第 2 次）7 月 24 日（火）～7 月 31 日（火） 11 名

派遣枠組：指定都市市長会行動計画（被災地区町村応援職員確保システム）

(8) 災害ごみの収集（環境局）

派遣人数：42 名

派遣車両：5 両

派遣先：広島県安芸郡坂町^{あきぐんさかちょう}

派遣体制：（第 1 次）7 月 19 日（木）～7 月 26 日（木） 14 名

（第 2 次）7 月 26 日（木）～8 月 2 日（木） 13 名

（第 3 次）8 月 2 日（木）～8 月 9 日（木） 15 名

派遣枠組：環境省から公益社団法人全国都市清掃会議を通じて要請

(9) 災害見舞金の贈呈（健康福祉局）

贈呈先：岡山市及び広島市

贈呈金額：各 50 万円 ※各市の東京事務所にて目録を贈呈

贈呈日時：7 月 31 日（火）

(10) みなし仮設住宅の契約審査等（住宅都市局）

派遣人数：3 名

派遣先：岡山県庁

派遣期間：8 月 1 日（水）～8 月 15 日（水）

支援枠組：国土交通省からの要請

(11) 市営住宅等の提供（住宅都市局）

入居期間：6ヶ月以内（当初許可日から1年間を限度として更新可能）

使用料：無償（駐車場使用料、水道光熱費等は入居者負担）

受付住宅：市営住宅30戸、名古屋市住宅供給公社賃貸住宅2戸

受付日時：7月13日（金）～12月28日（金）

入居実績：0戸

支援枠組：国土交通省からの要請

【本市の派遣職員数】

最大99名（7月10日（火））	累計269名
-----------------	--------

※平成30年8月15日までの実績（複数回派遣された職員については、複数回の派遣として計上している。）

○緊急消防援助隊の活動状況（岡山県倉敷市真備町）



○倉敷市真備町の浸水状況の変化

7月7日(土)



7月8日(日)



7月10日(火)



○名古屋市消防局ツイートの状況（7月20日（金））



■フォロワー数 6,443

■ツイートアクティビティ

・インプレッション 6,460,330

（ユーザーが Twitter でこのツイートを見た回数）

・エンゲージメント総数 358,605

（ユーザーがこのツイートに反応した回数）

・いいね 34,471

・リツイート 25,660

・返信 376

■返信コメントの一部

「心強い支援の言葉と姿に涙が出ます。」

「力強い心のこもったメッセージに思わず涙しました。」

「『必ずあなたを助けます』の言葉に待つしかできないこちらも救われました。」

「岡山市民です。ありがとうございます。」

「命も心も救うというのは、こういうことだと実感しました。」

「必ず助けます、のツイートを読んで、ああこれで大丈夫だと泣きました。」

○避難所における保健師の健康相談（広島県呉市天応）



○広島県呉市天応西条の被災状況



○災害ごみの収集（広島県安芸郡坂町）



○他都市応援隊との打合せの様子（岐阜県下呂市）



○応急給水活動の様子（広島県呉市）



○水道施設被害調査と技術的な助言（広島県三原市）



コラム 4 「職員による災害ボランティア活動の紹介」

今回の職員派遣では、週休日を利用して、災害ボランティア活動に参加した派遣職員がいました。災害時に被災地の大きな支えとなるのが、災害ボランティア活動です。ここでは、派遣職員が経験した災害ボランティア活動について、紹介します。

【三原市における災害ボランティア】

- ・三原市では災害ボランティアセンターが本郷地区（市東部）と木原地区（市西部：拠点は尾道市内）の二か所に設置されていました。
- ・今回の災害ボランティアについては本郷町に赴き、とりわけ被害の大きかった沼田川周辺の船木地域のボランティア活動に参加しました。三原市災害ボランティアセンター（本郷）までは、宿舎となった福山駅付近でレンタカーを借りて、約1時間かけて、国道2号線沿いを通って行きました。平日と比較すると渋滞もなく、スムーズに移動することができました。

【ボランティアへの参加手続き】

- ・現地の総合受付において、ボランティアへの従事者登録とボランティア保険の加入が必須となりました。ボランティア保険は加入地から従事場所までの移動が保険対象となります。
- ・受付後、ボランティア待合所において待機し、その場でボランティアセンターの職員から読み上げられた募集案件に対して、挙手により参加者を募る方式でマッチングを行いました。
- ・マッチング後は、職員から参加者に対して従事場所と注意事項の説明がありました。その際には、①次回以降のボランティア作業の必要性の確認、②依頼者以外（その近所住民）からの依頼を受けないこと、の二点が伝えられました。ボランティアの依頼に対する対応は、依頼のあった順になっていたため、公平感を損なわないためにも、②は特に重要と感じました。
- ・説明後、依頼シートが渡され、ボランティアの依頼内容を確認して、作業工程と一緒にボランティア作業を行うメンバー間（今回は8名）で調整しました。

【民家でのボランティア活動】

- ・船木地域の民家に向かい、11 時から 14 時までボランティア活動に従事しました。当地域は今回の豪雨で決壊した沼田川沿いに位置しており、周辺の土地に比べて低位のため被害が大きく、住宅の一階の天井まで浸水があったほか、民家への土砂の流入、水道管の断裂といった甚大な被害が発生していました。
- ・男性 8 名で民家の土砂を取り除く作業を行いました。猛暑の中、作業効率が上がらず、約 4 時間かけてやっとのことで 4 畳程度の場所の土砂を除去しました。
- ・作業は長袖、長ズボン、長靴、軍手の着用が必須であったことと、当日は最高気温が 35℃以上の猛暑であったため、作業時間の管理が重要と考え、休憩時間を推奨されていた 15 分毎ではなく 10 分毎に取るようにしました。作業時間中、2 リットル以上の水分摂取が求められており、夏場の作業ではクーラーボックスの活用や、土砂等の飛散防止のために防塵マスク、メガネ（ゴーグル）など事前準備が必要と感じました。
- ・民家の片づけは人手をかけて地道に行うことしかできず、想像を絶する労力が必要だと感じました。
- ・作業用具については、ボランティアセンターに多数保管してあり、依頼内容に応じて貸し出されました。今回はスコップ 5 本、一輪車 1 台、土嚢袋を借りましたが、依頼者宅で所有している用具の借受けも可能でした。
- ・連日猛暑が続いており、熱中症で救急搬送された事例があったため、作業時間が 1 時間短縮されており、14 時には完全撤収を求められました。
- ・作業終了後、ボランティアセンターに戻り、作業内容や進捗状況、ボランティア作業継続の必要性の有無を報告しました。また、河川氾濫により上下水道管が破損していたため、宿舎に戻る際に、消毒による手洗い、うがい薬の利用を義務づけられていました。

【ボランティア活動を通じて】

- ・ボランティア活動に参加する方々の行動意欲はとて高いため、体調管理が疎かになる傾向があると感じました。そのため、現場リーダーが作業時間を管理していくことが重要になると思いました。
- ・活動を通じて、被災した現地の方々の生活再建の一部に関わらせていただくことで、復興の大変さを目の当たりにし、被災した方々の実直な生の声を聞くなど、通常の派遣業務だけでは分からない貴重な経験を積むことができました。

○ボランティア活動の状況



(左側写真)

出所：三原市災害ボランティアセンターFacebook より

(<https://www.facebook.com/miharavc/>)

受付NO. 23		受付日時 9月14日 14時20分		受付者名 前	
※ここに記録する個人情報は災害ボランティアの登録・活動以外の目的で使われません。					
ボランティアを必要とする人の名前	名前 []	性別 ☒ 男 ☐ 女	生年月日 []	依頼者 ☐ 本人 ☐ 近親者 ☐ 民生委員 ☐ 自治会長 ☐ 大工 ☐ その他 []	
施設所在地	住所 []	TEL () [] [] [] []	携帯 [] [] [] [] [] []		
活動場所	TEL () [] [] [] [] [] []				
連絡先	☐ 活動場所と同じ ☐ 避難所(施設名) [] [] [] [] [] [] ☐ 親戚の家(住所) [] [] [] [] [] [] ☐ その他(住所) [] [] [] [] [] []				
依頼内容	土曜日の出勤し 新潟(新潟県新潟市)へ派遣 (新潟市で新潟市のボランティア活動) 新潟市のボランティア活動				
活動資材関係	ボランティア側が持参する物 一輪車 [] [] [] [] [] [] 活動場所にある物 [] [] [] [] [] []				
依頼希望人数	男性 ☒ 1人 ・ 女性 ☐ 0人 合計 1人				
依頼希望日時・期間	依頼希望日時: (7 月 17 日) 依頼希望期間: ☐ 1回のみ ☒ 連日(日間) ☐ 期日指定() ☐ その他()				
駐車場	あり(2 台) なし				
特記事項 [] [] [] [] [] []					

このように、災害ボランティア活動への参加を通じて、本市職員が災害と向き合い、災害を他人事ではなく、自分事として考える良い機会となっています。こうした活動の積み重ねが、本市の職員一人一人の防災意識を向上させるだけでなく、本市において災害が発生した際、職員が市民の皆様に寄り添って、きめ細かいサービスを提供する礎を築いていくことに繋がっていきます。

IV 支援活動を踏まえた新たな課題

平成 30 年 7 月豪雨において、本市は様々な支援活動を行ってきましたが、本市で発災した場合の課題を整理しておく必要があります。

今回の平成 30 年 7 月豪雨への支援を通じて学んだ本市の全庁的な主な課題として、以下の二つの事項が挙げられます。これらは、本市でも同様に起こり得る問題であり、平時からこれらの問題に対応できるように備えていき、いざ発災した有事の際には同様の問題が顕在化しないように万全の体制を整えていく必要があります。

〈本市の全庁的な主な課題〉

- 避難者（避難所外避難者を含む）の状況把握及び必要な支援の実施
- 効率的な物資供給体制の構築

○ 避難者（避難所外避難者を含む）の状況把握及び必要な支援の実施

避難者（避難所外避難者を含む）の把握及び支援については、市役所内の役割分担や体制を踏まえ、「5.1.2 支援調整の内容」で説明したような形の役割分担を広島県三原市に提案させていただきました。いざ発災してから、体制を構築することは非常に困難であり、本市においても発災時に避難者の状況やニーズ等の情報を具体的にいつどの部署がどのような情報を把握し、どの部署がどういった支援を行うか、また把握した情報を一元的に管理する方法等について、しっかりと整理しておくことが必要です。

とりわけ、政令指定都市として膨大な人口を抱える本市では、想定される大規模災害でより多くの避難者が発生することが予想されることから、避難者に対して、「どのような情報を把握するのか」、また把握の方法は、「調査票を展開するのか」、又は「個別に聞き取るのか」、「複数の手法を複合的に組み合わせて調査を実施するのか」、「避難所を巡回する部署と効率的な連携が図れないか」など、本市にとって最適な対応をあらかじめ定め、体制を構築しておく必要があります。

また、避難所外避難者について、三原市においては浸水被害が大きい地域を中心に全戸訪問し調査していましたが、本市では避難所外避難者は避難所で登録するように周知しているところであり、把握方法は異なりますが、避難所避難者と同様に必要な支援が実施できるように整理が必要となります。

さらにそうした事前の検討に加え、発災時には、全ての避難者が早期の生活再建に向けて行動していただくためには、個別の事情を把握させていただき、制度を熟知する市職員一人一人が丁寧な説明を繰り返し行い、発災時にも市民との信頼関係を構築することが重要となります。

○ 効率的な物資供給体制の構築

物資供給については、当初、三原市の市有施設である武道館を緊急物資集配拠点として開設し、市職員が避難所等からの要望を聞き取って、在庫管理、仕分け、配送を実施していました。物資の仕分け・配送には、物流業界の熟練されたノウハウと技術、またそれを可能にする資機材が必要になります。しかし、今回支援した三原市では、物流に関するノウハウや必要な資機材を有しておらず、市職員の人力による方法に依存した非効率な状況に陥り、多くの物資が滞留している状況となっていました。

そこで、本市より民間物流事業者の活用を提案して、物資供給に関する業務の全てを委託することができたことから、円滑な物資供給体制が構築され、災害時に必要な市職員のマンパワーを、市職員が本来担うべき他の災害対応業務にあたることが可能になりました。

本市においては、平成 28 年熊本地震における教訓を踏まえ、既に 2 年前から民間事業者の施設の緊急物資集配拠点化や輸送、人員の協力に関して協定締結を推進し連携を強化してきたところです。今回の支援を通じて、改めてその必要性和、本市の施策の方向性に間違いがないことを確認することができました。

一方で、一つの課題としては、三原市では物資供給拠点を 1 箇所とし、その場所を広島市内に配置したことにより、台風接近時に配送することができなかった問題点を踏まえると、民間事業者の施設を緊急物資集配拠点化する際には、発災時の状況や地理的な面も考慮し、拠点を決定していく必要があります、本市においても発災後の様々な事象における問題の所在を含めた整理が必要と考えています。

コラム5 「災害に備えるために～防災意識の高揚に向けて～」

今回、本市は被災地支援という形で、平成30年7月豪雨という大規模風水害に関わってきましたが、本市にも同様の風水害が来るか分かりません。いざという災害への備えを考えていきましょう。

以下に、災害体験談が二つあります。いつの災害かわかるでしょうか。

【災害体験談】

- (1) 「玄関に近づくとドアの隙間から水が自宅に入り始めていました。慌てて閉めていた雨戸を開け、外を見ると、すでに道路が川のようになっていたそうです。もう外には逃げられない。より高いところへ逃れようと2階への避難を決意します。…階段に向かっていく間に水が勢いよく1階に入ってきました。浸水はどんどん進み、水位が上がってきました。…自力で階段を上がることはできませんでした。…『とにかく頑張れ、水飲むな、水飲むなよと。とにかく上にあがれ』そしたらどわーと水がきたんです。『お父さん、お父さん』一生懸命叫びよる。頑張れよ。水飲んだらあかんぞ。せやけど、水がどんどん来よる。家内も一生懸命に。他にだれもおらんから、逃げように逃げれんし。でも、水の方が速かった」
- (2) 「すると9時30分頃に勉強部屋の床に水が浸みて来た。これはいかんと思って、毛布やカバンなどを勉強机の上にのせていると、板の間や座敷にも水が攻めて来た。さらに水はどんどん増え続けたのであった。…もう水は私のお腹付近まで来ていた。…商品を入れてある段ボールがバサバサと不気味な音を立てながら崩れて行く、さらにタンスが前のめりに傾いている。そんな中、私たちは押入れの中段に必死で上がった。…お母さんといって皆で手を差し伸べた。…畳がプカプカ浮いてこれも邪魔だった。『母ちゃんはもうダメだ』と母は叫んだ。」

(1)は平成30年7月豪雨、(2)は約60年前、昭和34年伊勢湾台風の体験談です。被災時の状況が非常によく似ています。どちらの体験談からも、目の前に災害が迫ってから逃げていることが分かります。過去の災害で「まさかこの場所で…」「災害が少ないと思っていた。」「こんな災害が来るとは知らなかった。準備していなかった。」「大丈夫だと思っていた。」という言葉を何度も聞きます。

人は誰でも想像を絶する日常とはかけ離れたことが起こると脳が「正常性バイアス」の状態になります。心の平安を保つ巧みな仕組みですが、これが過去から現代まで繰り返し、人災を大きくしています。

正常性バイアス…自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価してしまう人の特性

では、どうすれば人の命を救えるのでしょうか。それは、事前の災害への「備え」、どんな災害が将来起こりうるかという「想像力」、過去身近な地域でどんな災害が起こってきたかを学ぶ「知識」、防災の「意識の継続」しかありません。

地域にどんな災害が起こりえるのか、どこに避難するのか、いつ逃げるのか、何を準備しておくのか、災害にあったらどう行動するのか、被災後の生活はどうするのか。何を備蓄し、どう家族と連絡を取るのか。私たち一人一人全員が自分事として事前に備え、有事の際に考えなくてもすぐに行動がとれるよう、意識を変えていくことが必要です。

その意識づけのきっかけを提供している場所があります。防災教育施設です。たいがい無料で入館できるので誰もが利用できます。また、全国各地に100箇所以上あり、地震や風水害の災害疑似体験や地域の特性に合わせた展示やイベントが実施されています。博物館や科学館のように、楽しみながら学べる内容もあります。

本市の防災教育施設である名古屋市港防災センターは、地震や台風、火災などの災害について体験を通して学べるほか、この地域で今後起こりうる南海トラフ地震や戦後最大の風水害である伊勢湾台風についても紹介しています。ファミリーでも参加しやすいイベントも実施しており、気軽に何度も訪れることができる施設です。

気象現象が地球温暖化などで極端化しています。日本は地震を起こすプレートに囲まれ、日本列島どの地域にいても災害が起こると言っても過言ではありません。

災害は日頃の意識づけや備えで、自分や家族、大切な人の命が助かる可能性が高まります。地域住民が防災意識を継続できるような場を日常に提供することで、きっと自然災害を乗り越えていく力となることでしょう。

名古屋市港防災センター

センター長（指定管理者） 大場 玲子

【出所】(1)「NHK NEWS WEB News Up 7月7日真備町で起きていたこと(2018年7月13日)」より引用
(2)「名古屋市港防災センター展示『伊勢湾台風の思い出』著者毛利碩」より引用

施設紹介「港防災センターへ出かけよう ～ぶらっと防災～」

港防災センターは、災害について見て学んで体験することで、災害時に必要な知識や判断力、行動力を身につけることができる施設です。過去の震度7クラスの地震体験や、煙の中の避難体験のほか、3Dシアターでは映像や音響などの演出により、伊勢湾台風や津波などのすさまじさを学べます。

平成31年9月に、伊勢湾台風から60年の節目を迎えます。伊勢湾台風の被害の記録と教訓を後世に伝えていくため、港防災センターでは、企画展や伊勢湾台風関連の展示物のリニューアルを予定しています。平成31年7月下旬頃から、新しくなった展示物を順次ご覧いただけますので、是非ご来館ください。

時期（予定）	内容
平成31年7月下旬	伊勢湾台風関連の展示更新
平成31年9月～11月	伊勢湾台風企画展

※詳しくは、行事等が近づいてきた時期に、港防災センターのホームページ（下記のURLを参照）で順次ご案内させていただきます。



NAGOYA MINATO
名古屋市
港防災センター
Nagoya Municipal
Minato Disaster
Prevention Center

名古屋市港防災センター

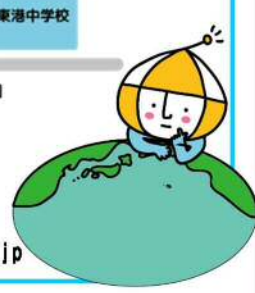
【開館時間】 9:30～16:30（入場・体験無料）※体験は16:00まで

【休館日】 月曜日 ※祝休日にあたる場合は開館し、その直後の平日が休館
第3水曜日、年末年始（12/29～1/3）

【アクセス】
地下鉄名港線
「港区役所駅」
1番出口下車
北へ徒歩3分
※港区役所に隣接



〒455-0018 名古屋市港区港明1-12-20
Tel 052-651-1100 Fax 052-651-6220
メール information@minato-bousai.jp
ホームページ <https://www.minato-bousai.jp>



防災をもっと身近に～親子で楽しく学べる施設～

NAGOYA MINATO
名古屋市 港防災センター
Nagoya Municipal
Minato Disaster Prevention Center

地震体験室 Earthquake Experience Room



3Dシアター 3D Theater

煙避難体験室 Smoke Evacuation Experience Room



ほかにも
企画展や、
季節ごとの
イベント
など...



消防ヘリコプター



はしご車

消防服の
試着コーナー
も！！



伊勢湾台風展示室

災害シミュレーション等



付表 時系列で見る支援活動

日付	時間	事項
平成 30 年 7 月 6 日(金)	17 時 10 分	福岡県、佐賀県、長崎県において、大雨特別警報発令 (～7/7 8:10)
		発災以後、本市は情報収集等の準備態勢
	19 時 39 分	岡山県において、大雨特別警報発令(～7/7 15:10)
	19 時 40 分	広島県、鳥取県において、大雨特別警報発令 (広島県:～7/7 10:50、鳥取県:～7/7 13:10)
	22 時 50 分	兵庫県、京都府において、大雨特別警報発令 (兵庫県:～7/7 18:10、京都府:～7/7 21:20)
7 月 7 日(土)	0 時 30 分	【消防局】 岡山県倉敷市における救助活動等を実施するため、緊急消防援助隊愛知県大隊の構成部隊として、第 1 次派遣 8 隊 46 名を派遣(～7/8)
	11 時 45 分	【消防局】 岡山県倉敷市における救助活動等を実施するため、緊急消防援助隊愛知県大隊の構成部隊として、第 2 次派遣 8 隊 43 名を派遣(～7/10)
	12 時 50 分	岐阜県において、大雨特別警報発令(～7/8 14:10)
	22 時 41 分	本市において、洪水警報発令のため、防災活動体制を警戒体制とし、災害警戒本部を設置
7 月 8 日(日)	5 時 50 分	高知県、愛媛県において、大雨特別警報発令(～7/8 14:50)
	6 時 02 分	本市において、洪水警報解除に伴い、防災活動体制を準備体制とし、災害警戒本部を廃止
	11 時 00 分	総務省において、被災市区町村応援職員確保システムに基づき応援職員確保調整本部を設置
	19 時 00 分	【上下水道局】 岐阜県下呂市における水道施設の被害状況調査のため、先遣調査隊 3 名を派遣(～7/10)
7 月 9 日(月)	10 時 00 分	広島県庁において、被災市区町村応援職員確保システムに基づく現地調整会議を開催し、広島県が 10 市町の支援要請を取りまとめ
		指定都市市長会行動計画の適用決定
		被災市区町村応援職員確保システムと連動した指定都市市長会行動計画に基づき、指定都市市長会事務局から本市に対し、広島県三原市に対する対口支援要請の連絡

日付	時間	事項
7月9日(月)	11時05分	【消防局】 岡山県倉敷市における救助活動等を実施するため、緊急消防援助隊愛知県大隊の構成部隊として、第3次派遣 8隊 43名を派遣(7/12)
	15時00分	【防災危機管理局】 広島県三原市の被災状況及び支援ニーズ調査のため、先遣隊 4名、災害対策車 1台を派遣(～7/11)
7月10日(火)	13時00分	広島県三原市から本市に対して、被災(り災)証明書受付発行業務及び建物被害認定調査にかかる応援要請
7月11日(水)	9時49分	【防災危機管理局】 広島県三原市に対する被災(り災)証明書受付発行業務及び建物被害認定調査にかかる業務調整のため、連絡調整員 2名を派遣(～8/1)※支援終了まで数日おきに交代し、延べ 17名を派遣し、災害対策車両は先遣隊から引継ぎ
		【財政局】 広島県三原市に対する建物被害認定調査支援にかかる業務調整のため、連絡調整員 2名を派遣(～7/12)
7月12日(木)	9時45分	名古屋市危機管理対策本部会議を開催し、広島県三原市における被災(り災)証明書受付発行業務及び建物被害認定調査を実施するため、延べ 42名の職員派遣を行うことを決定
	12時00分	広島県三原市における被災(り災)証明書受付発行業務及び建物被害認定調査を実施するため、延べ 42名の職員派遣を行うことを記者発表
	18時00分	【上下水道局】 広島県呉市における応急給水活動のため、職員 5名、給水タンク車(4 m ³) 1台、緊急自動車 1台の応急給水隊を派遣(～7/19)
		【健康福祉局】 広島県呉市における被災者の健康相談・健康チェック、避難所の衛生対策等を実施するため、第1次派遣 保健師 3名、業務調整員 3名を派遣(～7/19) (うち保健師 1名、～7/15)
7月13日(金)	17時00分	広島県三原市における被災(り災)証明書受付発行業務及び建物被害認定調査にかかる派遣職員42名の激励式を開催
		【住宅都市局】 平成30年7月豪雨により被災された方への市営住宅(30戸)及び住宅供給公社賃貸住宅(2戸)提供にかかる受付開始(～12/28)

日付	時間	事項
7月16日(月)	8時49分	【財政局】 広島県三原市における建物被害認定調査支援のため、第1次派遣 職員10名を派遣(～7/24)
7月17日(火)	8時49分	【各局室】 広島県三原市におけるり災証明書受付発行業務支援のため、第1次派遣 職員11名を派遣(～7/24)
7月19日(木)	8時30分	【環境局】 広島県安芸郡坂町における災害ごみ収集の支援のため、第1次派遣 職員14名(清掃運転士4名、技士5名、管理・整備5名)、大型プレス車1台、小型プレス車1台、中型ダンプ車1台、小型ダンプ車1台を派遣(～7/26)
		【健康福祉局】 広島県呉市における被災者の健康相談・健康チェック、避難所の衛生対策等を実施するため、第2次派遣 保健師2名、業務調整員1名を派遣(～7/26)
7月21日(土)		【上下水道局】 広島県三原市における水道施設被害調査及び技術的な助言のため、連絡調整員3名を派遣(～7/23)
7月24日(火)	8時49分	【各局室】 広島県三原市におけるり災証明書受付発行業務支援のため、第2次派遣 職員11名を派遣(～7/31)
		【財政局】 広島県三原市における建物被害認定調査支援のため、第2次派遣 職員10名を派遣(～7/31)
7月26日(木)		【健康福祉局】 広島県呉市における被災者の健康相談・健康チェック、避難所の衛生対策等を実施するため、第3次派遣 保健師2名、業務調整員1名を派遣(～8/2)
		【環境局】 広島県安芸郡坂町における災害ごみ収集の支援のため、第2次派遣 職員13名(清掃運転士4名、技士5名、管理・整備4名)、大型プレス車1台、小型プレス車1台、中型ダンプ車1台、小型ダンプ車1台を派遣(～8/2)※車両は第1次派遣隊から引き継ぎ
7月27日(金)		【防災危機管理局】 広島県三原市の避難者及び物資供給に関する調整支援のため、支援員4名を派遣(～7/31)

日付	時間	事項
8月1日(水)		被災市区町村応援職員確保システムと連動した指定都市市長会行動計画に基づく、本市から広島県三原市に対する対口支援終了
		【住宅都市局】 岡山県におけるみなし仮設住宅の契約審査の支援のため、職員3名を派遣(～8/15)
8月2日(木)		【環境局】 広島県安芸郡坂町における災害ごみ収集の支援のため、第3次派遣 職員15名(清掃運転士5名、技士6名、管理・整備4名)、大型プレス車2台、小型プレス車1台、中型ダンプ車1台、小型ダンプ車1台を派遣(～8/9)※大型プレス車1台新たに派遣、その他車両は第2次派遣隊から引き継ぎ
9月14日(金)		被災市区町村応援職員確保システムと連動した指定都市市長会行動計画に基づく、9市から被災7市町に対する対口支援の終了
9月15日(土)		被災市区町村応援職員確保システムに基づく、29都道県市から被災20市町に対する対口支援の終了

平成 30 年 7 月豪雨（広島県三原市）にかかると支援活動記録集

発行・編集 名古屋市防災危機管理局危機対策室
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
電 話 : 052-972-3584
ファクシミリ : 052-962-4030
ホームページ : <http://www.city.nagoya.jp/>
発行年月 平成 31 年 3 月

